

# 第11章 林 野 庁

## 第1節 森林の整備の推進

### 1 森林整備事業

#### (1) 事業体系の概要

森林・林業基本法における基本理念である森林の有する多面的な機能を持続的に発揮させていくため、面的なまとまりをもった森林経営の確立、多様で健全な森林の整備等の施策を総合的かつ体系的に推進することになっている。

#### (2) 事業の概要

##### ア 森林環境保全整備事業

森林施業の集約化や路網整備を通じて施業の低コスト化を図りつつ森林整備を計画的に推進するとともに、生物多様性の保全等に資する森林整備を推進することにより、森林の有する多面的機能の維持・増進を図り、森林環境の保全に資する事業である。

##### (ア) 森林環境保全直接支援事業

森林経営計画の作成者等が施業の集約化や路網

整備を通じて施業の低コスト化を図りつつ計画的に行う、搬出間伐等の森林施業とこれと一体となった森林作業道の整備を実施する事業である。

##### (イ) 環境林整備事業

自助努力等によっては適切な整備が期待できない森林について、地方公共団体と森林所有者等による協定に基づいて行う広葉樹林化や針広混交林化に向けた施業、気象上の原因により被害を受けた森林を復旧させるための造林や松くい虫被害を防止するための樹種転換等を実施する事業である。

##### (ウ) 林業専用道整備事業

主として森林施業のために利用する恒久的施設として地方公共団体等が行う林業専用道の整備を実施する事業である。

##### イ 美しい森林づくり基盤整備交付金

「森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法」に基づき市町村に直接交付する法定交付金により、間伐等の促進を図る事業である。

表1 平成23年度森林整備事業予算

(単位：千円)

| 事 項              | 事 業 費       | 国 費        |
|------------------|-------------|------------|
| 森林整備事業費          | 100,793,213 | 32,556,000 |
| 森林整備事業調査費等       | 54,971      | 54,971     |
| 森林環境保全整備事業費補助    | 99,736,242  | 30,388,029 |
| 森林環境保全直接支援事業費補助  | 97,633,000  | 29,412,000 |
| 林業専用道整備事業費補助     | 1,117,334   | 551,000    |
| 環境林整備事業費補助       | 985,908     | 425,029    |
| 後進地域特例法適用団体補助率差額 | —           | 1,612,000  |
| 美しい森林づくり基盤整備交付金  | 1,002,000   | 501,000    |
| 合 計              | 100,793,213 | 32,556,000 |

### 2 林道施設災害復旧事業

災害による既設林道の機能の停止は、林産物の搬出及び民生安定に大きな影響を及ぼすため、被災した林道は、できるだけ早急に復旧することとしている。平成23年度末現在の復旧進捗は、21年災は100%完了、22

年災は97%、23年災は73%であって、これに要した国費は表2のとおりである。

表2 平成23年度林道施設年災別災害復旧事業内訳  
(単位：千円)

| 区 分  | 全体国費<br>(改国費)A | 平成23年度<br>国費 | 平成23年度まで<br>国費累計 B | (B/A) |
|------|----------------|--------------|--------------------|-------|
| 21年災 | 4,374,747      | 196,151      | 4,374,747          | 100%  |
| 22年災 | 5,828,713      | 1,029,406    | 5,675,174          | 97%   |
| 23年災 | 24,959,389     | 18,097,041   | 18,097,041         | 73%   |

なお、平成23年災の被害額は399億9,394万円で、その内訳は表3のとおりである。

表3 平成23年災内訳  
(単位：千円)

| 主な災害名     | 箇所数    | 被害額        |
|-----------|--------|------------|
| 地震 災      | 2,352  | 3,804,163  |
| 地 す べ り 災 | 5      | 212,456    |
| 豪 雨 災     | 3,896  | 11,109,181 |
| 梅 雨 災     | 1,663  | 2,194,332  |
| 台 風 災     | 8,642  | 22,632,603 |
| そ の 他 災 害 | 7      | 41,200     |
| 合 計       | 16,565 | 39,993,935 |

### 3 森林災害復旧事業

激甚災害の指定を受けた被害森林の復旧を行うもので、農林水産大臣が告示する市町村の区域において、被災した森林の公益的機能の回復及び二次災害の防止を目的として、被害木等の伐採及び搬出、被害木等の伐採跡地における造林、倒伏した造林木の引起し及び作業路の開設を行い、人工林の早期かつ確実な復旧を図る事業である。

### 4 間 伐 対 策

平成19年2月から官民一体となって展開している「美しい森林づくり推進国民運動」の目標である6年間で330万 ha の間伐実施及び、森林・林業再生プランの目標である平成32年の木材自給率50%以上の達成に向け、

- ① 森林管理・環境保全直接支払制度を創設し、森林施業の集約化、計画に基づく持続的な森林施業及び施業と一体となった森林作業道の整備を支援
- ② 「森林の間伐等の実施に関する特別措置法」に基づき、地域の提案を活かした市町村の自主的な事業展開による間伐等を推進
- ③ より一層効率的な間伐の実施を図るため、丈夫で簡易な道づくりを主体とする路網整備や高性能林業機械の導入等を推進
- ④ 間伐等における高性能林業機械の高度活用シス

テムの導入取組に対する支援を実施

- ⑤ 間伐に関する普及啓発や利用困難な間伐材の用途開拓等の実施
- など、間伐の推進及び間伐材の利用促進を総合的に展開した。

## 5 水源林造成事業等

独立行政法人緑資源機構法を廃止する法律（平成20年法律第8号）の施行により、平成20年4月1日をもって独立行政法人緑資源機構（以下「旧機構」という。）は解散し、旧機構が実施していた業務の一部は独立行政法人森林総合研究所（以下「研究所」という。）に承継された。

### ア 水源林造成事業

研究所が分収林特別措置法（昭和33年法律第57号）第2条第1項に基づく分収造林契約の当事者となつて、奥地水源地域の森林の水源涵養機能<sup>かん</sup>を高度に発揮するため、保安林及び同予定地のうち無立木地、散生地、粗悪林相地等について、急速かつ計画的に森林を造成する事業で、

平成23年度においては、新植1,247ha、下刈16,584ha、除伐21,665haを実施したほか、既植栽地において複層林297haを整備した。新植累計面積（平成23年度末）は約46万 ha である。

### イ 特定中山間保全整備事業

水源林造成事業の対象地域であつて、地勢等の地理的条件が悪く、農業の生産条件が不利な地域において、農林業の持続的な生産活動を促進するとともに、これを通じて公益的機能の維持増進を図るため、水源林造成と一体に森林及び農用地の整備を行う。平成23年度においては、3区域において水源林造成及び農林道の開設を行った。

表4 平成23年度水源林造成事業等予算

|       | (百万円)  |
|-------|--------|
| 国 費   | 24,093 |
| 国庫補助金 | 12,907 |
| 政府補給金 | 28     |
| 政府出資金 | 10,780 |
| 交付金   | 378    |
| 財投借入金 | 6,700  |

## 第2節 森林資源の充実と森林保全

### 1 森 林 計 画

森林は林産物の供給のほか、国土の保全、水源の涵養、自然環境の保全及び形成等多くの機能を有し、経済社会の発展につれてますますその重要性を増している。かつて森林は、ややもすると無秩序に伐採・開発され、その結果、森林の荒廃を招き、山崩れや風水害による災害を発生させる原因となってきた。また、無計画な伐採は森林資源を減少させ、林産物需給の面で大きな混乱をきたすおそれもある。しかも、森林の生育期間は超長期の年月を要することから、一旦このような状態になってから森林の機能の回復を図ることは容易ではなく、国民経済に大きな影響を及ぼすこととなる。このようなことから、森林の取扱いには計画的かつ合理的に行うことが肝要である。このため、森林の保続培養と森林生産力の増進を図り、もって国土の保全と国民経済の発展に資するため森林法によって森林計画制度を設けている。

森林計画制度は昭和26年の森林法の制定によって設けられ、以降数次の改正を経ている。

現在、人工林を中心として森林資源が成熟し、量的に充実しつつあるが、林業採算性の低下等から必要な施業が行われず、無秩序な伐採や造林未済地の発生とともに、森林病虫害や野生鳥獣による森林被害などにより、森林の機能の低下を招く恐れが高まっている。このような状況の下、平成23年4月の森林法の一部改正では、森林・林業再生プラン（平成21年12月公表）を法制面で具体化するため、現行の「森林施業計画制度」を改め、森林経営計画制度を創設する等の見直しが行われた。

現行の森林計画制度体系は、①農林水産大臣が「森林・林業基本計画」に即し、かつ保安施設の整備の状況等を勘案して、全国の森林について森林整備及び保全の目標等に関する基本的事項を定めた「全国森林計画」、並びに全国森林計画の目標の達成に資するため、全国森林計画の作成と併せて、農林水産大臣がたてる「森林整備保全事業計画」（森林法第4条）、②都道府県知事が全国森林計画に即して、森林計画区に係る民有林について地域的な森林の特性に応じた森林整備及び保全の基本方針、伐採、造林、林道、保安林の整備の目標等を明らかにした「地域森林計画」（森林法第5条）、③森林管理局長が国有林について森林整備の方

針を明らかにした「国有林の地域別の森林計画」（森林法第7条の2）、④市町村がその区域の民有林について地域の実情に即した森林整備を推進するための具体的な森林施業の規範等を明らかにした「市町村森林整備計画」（森林法第10条の5）からなっている。また、森林所有者又は森林所有者から森林の経営の委託を受けた者が自発的意思に基づき5年を1期とする森林の施業及び森林の保護に関する計画を作成し、市町村の長等の認定を求める「森林経営計画」（森林法第11条）等が措置されている。

平成23年4月に公布された改正森林法等に基づき、平成23年7月には全国森林計画の変更計画が閣議決定された。

また、地域森林計画は平成23年12月までに、市町村森林整備計画は、平成24年3月までにそれぞれ一斉変更等を実施した。

#### (1) 全国森林計画

##### ア 目的

国の長期にわたる統一的な森林に関する政策の考え方及び森林施業上の指針を明らかにするものである。

##### イ 策定主体

農林水産大臣

##### ウ 計画期間

5年ごとにたてる15年計画（現行の計画は、平成21年4月1日から平成36年3月31日までを計画期間として平成20年10月21日に策定され、平成23年7月26日に変更された）

##### エ 計画対象森林

森林法第2条に規定する全国の森林

##### オ 計画事項

- ・森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的事項
- ・森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く）
- ・造林に関する事項
- ・間伐及び保育に関する事項
- ・公益的機能別森林施業を推進すべき森林の整備に関する事項
- ・林道の開設その他林産物の搬出に関する事項
- ・森林施業の合理化に関する事項
- ・森林の保護に関する事項
- ・森林の土地の保全に関する事項
- ・保安施設に関する事項
- ・その他必要な事項

##### カ 森林整備及び保全の目標と計画量

表5 森林整備及び保全の目標

| 区 分                       | 現 況<br>(H19.3.31) | 計画期末<br>(H36.3.31) |
|---------------------------|-------------------|--------------------|
| 育成単層林面積 (千 ha)            | 10,312            | 10,163             |
| 育成複層林面積 (千 ha)            | 955               | 1,625              |
| 天然生林面積 (千 ha)             | 13,830            | 13,309             |
| 森林蓄積 (m <sup>3</sup> /ha) | 177               | 208                |

表6 伐採立木材積

| 区 分   | 総 数 | 主 伐 | 間 伐 |
|-------|-----|-----|-----|
| 計 画 量 | 690 | 293 | 397 |

表7 造林面積

| 区 分   | 人工造林 | 天然更新 |
|-------|------|------|
| 計 画 量 | 856  | 872  |

表8 林道開設量

| 区 分   | 林道開設量 |
|-------|-------|
| 計 画 量 | 91.0  |

表9 保安林面積

| 総数     | 水源 <sup>かん</sup> 涵養のための保安林 | 災害防備のための保安林 | 保健、風致の保存等のための保安林 |
|--------|----------------------------|-------------|------------------|
| 12,812 | 9,674                      | 3,072       | 856              |

(注) 保安林面積の総数欄は、2以上の目的を達成するために指定する保安林があるため、内訳の合計に合致しない。

表10 治山事業施行地区数

| 区 分   | 治山事業施行地区数 |
|-------|-----------|
| 計 画 量 | 311       |

## (2) 地域森林計画等

## ① 地域森林計画

## ア 目的

全国森林計画に即し、都道府県の森林関連施策の方向及び地域的な特性に応じた森林整備及び保全の目標等を明らかにするとともに、市町村森林整備計画において計画事項を定めるに当たっての指針となる。

## イ 策定主体

都道府県知事

## ウ 計画期間

5年ごとにたてる10年計画

## エ 計画対象森林

森林計画区内の民有林

## オ 計画事項

・その対象とする森林の区域

- ・森林の有する機能別の森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項
- ・伐採立木材積その他森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。）
- ・造林面積その他造林に関する事項
- ・間伐立木材積その他間伐及び保育に関する事項
- ・公益的機能別施業森林の区域の基準その他公益的機能別施業森林の整備に関する事項
- ・林道の開設及び改良に関する計画、搬出方法を特定する必要がある森林の所在及びその搬出方法その他林産物の搬出に関する事項
- ・委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施、森林施業の共同化その他森林施業の合理化に関する事項
- ・森林病虫害の駆除及び予防その他森林の保護に関する事項
- ・樹根及び表土の保全その他森林の土地の保全に関する事項
- ・保安林の整備、保安施設事業に関する計画その他保安施設に関する事項

## ② 国有林の地域別の森林計画

## ア 目的

全国森林計画に即し、森林計画区別にその管理経営する国有林の森林の整備及び保全の方向、伐採、造林の目標等を明らかにする。

## イ 策定主体

森林管理局長

## ウ 計画期間

5年ごとにたてる10年計画

## エ 計画対象森林

森林計画区内の国有林

## オ 計画事項

- ・その対象とする森林の区域
- ・森林の有する機能別の森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項
- ・伐採立木材積その他森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。）
- ・造林面積その他造林に関する事項
- ・間伐立木材積その他間伐及び保育に関する事項
- ・林道の開設及び改良に関する計画、搬出方法を特定する必要がある森林の所在及びその搬出方法その他林産物の搬出に関する事項
- ・森林病虫害の駆除及び予防その他森林の保護に関する事項

- ・樹根及び表土の保全その他森林の土地の保全に関する事項
- ・保安林の整備、保安施設事業に関する計画その他保安施設に関する事項
- ・公益的機能別施業森林区域及び当該公益的機能別施業森林区域内における施業の方法その他公益的機能別施業森林の整備に関する事項
- ・森林施業の合理化に関する事項

### (3) 市町村森林整備計画

#### ア 目的

市町村の森林現況等を踏まえ、地域住民や森林所有者等に対して、市町村の森林関連施策の方向や造林から伐採までの森林施業、森林の保護等の規範を示すことにより、地域の適切な森林整備を推進する。

#### イ 策定主体

市町村の長

#### ウ 計画期間

5年ごとにたてる10年計画

#### エ 計画対象森林

市町村内の地域森林計画の対象となっている民有林

#### オ 計画事項

- ・伐採、造林、保育その他森林の整備に関する基本的事項
- ・立木の標準伐期齢、立木の伐採の標準的な方法その他森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。）
- ・造林樹種、造林の標準的な方法その他造林に関する事項
- ・間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法その他間伐及び保育の基準
- ・公益的機能別施業森林区域及び当該公益的機能別施業森林区域内における施業の方法その他公益的機能別施業森林の整備に関する事項
- ・委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項
- ・森林施業の共同化の促進に関する事項
- ・作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項
- ・森林病虫害の駆除及び予防、火災の予防その他の森林の保護に関する事項
- ・林業に従事する者の養成及び確保に関する事項
- ・森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項
- ・林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項

- ・その他森林の整備のために必要な事項

## 2 森林整備地域活動支援交付金制度

地球温暖化防止の推進や利用期を迎えた人工林資源を木材の安定供給へとつなげていくためには、施業の集約化により小規模分散の森林の所有構造を改革し、路網整備と高性能林業機械の活用により、間伐等の生産コストを削減していくことが不可欠である。

一方、施業の集約化は、多数にわたる森林所有者の同意の取り付けや境界の確認など、多くの手間と時間を要し、事業実行に至るまでのコストが掛かり増しになることから、林業事業体においても積極的に踏み込んでいけない状況である。

このため、施業集約化にかかる行為について、一定の支援を行うことで、我が国の林業構造の改革を後押しし、自立的な林業経営の実現を目指すこととしている。

### (1) 森林整備地域活動支援交付金

#### ア 森林経営計画作成促進

これまで森林経営計画が作成されていなかった森林で、新たに森林経営計画を作成する場合に必要な施業履歴の調査や簡易なプロット調査等の活動に対して交付金を交付する。

#### イ 施業集約化の促進

森林経営計画認定森林における毎年度の事業実施に必要な境界の確認、伐採量を把握するための立木調査、間伐の収支を示して森林所有者の同意の取り付けに必要な施業提案書の作成等の活動に対して交付金を交付する。

#### ウ 作業路網の改良活動

間伐実施の基盤となる作業路網について、丈夫で簡易なものに転換していくため、排水不良、路肩の崩壊などの発生状況をチェックし、その原因を洗い出し、作業道の破壊の原因を取り除きつつ、弱点となる箇所を補強する取組等の活動に対して交付金を交付する。

#### エ その他、実施結果の審査・確認等に要する経費を地方公共団体へ助成する。

予算額 5,850,000千円

(前年度 0千円)

## 3 民有林治山事業の推進及び保安林制度

### (1) 民有林治山事業の推進

#### ア 森林整備保全事業計画

治山事業については、森林の水土保全機能の高度発揮による「国民が安心して暮らせる社会の実現」

等の事業の目標を掲げた森林整備保全事業計画（計画期間：平成21年～25年度）に基づき計画的に事業を実施している。主な成果目標は、周辺の森林の山地災害防止機能等が確保された集落の数を、5万2千集落から5万6千集落に増加させることとしている。

同目標についての最新の実績値（平成22年度）は、約5万3千集落となっている。

#### イ 事業実施の概要

平成23年度の民有林治山事業は、当初で事業費657億2,286万円（前年当初比88.6%）国費387億8,200万円（前年当初比88.2%）（表11）、補正で事業費164億1,185万円、国費86億1,900万円をもって実施した。

表11 平成23年度民有林治山事業予算

（単位：千円）

| 事 項                | 事業費        | 国 費        |
|--------------------|------------|------------|
| 治 山 事 業 費          | 65,712,366 | 38,771,506 |
| 治 山 事 業 費          | 11,719,256 | 9,309,000  |
| 治 山 事 業 調 査 費      | 65,000     | 65,000     |
| 治 山 事 業 費 補 助      | 53,928,110 | 26,989,506 |
| 治山等激甚災害対策特別緊急事業費補助 | 2,067,777  | 1,137,000  |
| 山 地 治 山 事 業 費 補 助  | 40,277,240 | 20,496,506 |
| 復 旧 治 山            | 29,085,240 | 14,753,506 |
| 地 す べ り 防 止        | 7,822,000  | 3,911,000  |
| 防 災 林 造 成          | 3,370,000  | 1,832,000  |
| 水源地域等保安林整備事業費補助    | 11,583,093 | 5,356,000  |
| 水 源 地 域 整 備        | 7,683,093  | 3,864,000  |
| 保 安 林 整 備          | 3,900,000  | 1,492,000  |
| 後進地域特例法適用団体補助率差額   | —          | 2,408,000  |
| 治 山 事 業 調 査 諸 費    | 10,494     | 10,494     |
| 職 員 旅 費            | 3,608      | 3,608      |
| 庁 費                | 6,886      | 6,886      |
| 合 計                | 65,722,860 | 38,782,000 |

#### ウ 事業実施状況

##### （ア）直轄事業

##### a 直轄治山

山地災害を防止するため、事業の規模が著しく大きい場合や高度の技術を要する場合等、国土保全上特に重要なものである場合に、国が民有林において荒廃地等の復旧整備を実施する事業である。平成23年度は、新規1地区、継続15地区で実施した。

##### b 直轄地すべり防止

地すべりによる被害を防止するため、工事の規模が著しく大きい場合や高度の技術を要する場合等、国土保全上特に重要なものである場合に、国が民有林の地すべり防止区域において地

すべりを防止をする対策工事を実施する事業であり、平成23年度は、継続11地区において実施した。

c 調査事業は、山地保全調査、流域山地災害等対策調査及び治山事業積算基準等分析調査等を実施した。

##### （イ）補助事業

##### a 治山等激甚災害対策特別緊急

台風・集中豪雨・火山活動等により著しく激甚な災害が発生した一連の地区において、緊急かつ集中的に荒廃地等の復旧整備を実施した。平成23年度の治山激甚災害対策特別緊急事業は、平成20年の岩手・宮城内陸地震に係る岩手・宮城内陸地区（宮城県）、平成21年災に係る西播・南但地区（兵庫県）、山口・防府地区（山口県）の継続3地区、また、平成22年災に係る西部・北部地区（広島県）の新規1地区において実施した。

##### b 山地治山総合対策

山地災害を防止するため、溪流や山腹斜面を安定させる治山ダム工、土留工等の施設の整備や植栽工等を行い、荒廃地、荒廃危険地等の復旧整備を実施した。

また、保安林の機能を維持強化するための森林の整備、潮害、風害等を防止するための森林の造成、防災機能の発揮が必要とされる地域において、森林の総合的な整備等を実施した。

##### c 水源地域等保安林整備

水源地域等における荒廃地、荒廃森林等の総合的な整備や水源涵養等の機能が低下した保安林における森林の整備を実施した。

##### d 地すべり防止

地すべりによる被害を防止するため、地すべり防止区域において、地すべりを誘発する地下水排除等を行う地すべり防止工事を実施した。

##### （ウ）災害復旧等事業

治山事業によって設置された林地荒廃防止施設及び地すべり防止施設の公共土木施設が異常な天然現象により災害を受けた場合、これらの施設の災害復旧事業を実施している。また、林地の被害箇所のうち、人家、公共施設等に係る緊急性が高い箇所については、災害関連緊急治山事業等より、荒廃した林地の早期回復と再度災害の防止に努めている。

表12 平成23年度災害復旧等事業予算

(単位：千円)

| 区 分         | 事業費        | 国 費        |
|-------------|------------|------------|
| 山林施設災害復旧事業費 | 52,387,927 | 45,733,000 |
| 山林施設災害関連事業費 | 58,369,727 | 39,392,000 |

## (2) 保安林制度

森林は、木材生産機能だけではなく、水源の<sup>かん</sup>涵養、災害の防備、生活環境の保全・形成、保健休養の場の提供等の公益的機能を有している。保安林制度は、特にこれらの機能を発揮させる必要のある森林を保安林として指定し、伐採や開発行為等の規制を通じて、森林を適切に保全・管理し、森林の有する公益的機能を

高度に発揮させることにより、人々の安全で豊かな生活を確保することを目的とする制度である。

保安林の整備について、平成23年度末現在における保安林面積は、実面積で1,205万3千haと我が国の森林面積の48%、国土面積の32%を占めるに至っている。

今後とも、保安林としての指定を計画的に推進するとともに、保安林の機能の十分な保全を図るため、保安林の適切な管理を一層推進していくこととしている。

また、京都議定書に基づく我が国の森林吸収源として天然生林による吸収量を算入するためには、その森林に対して保安林をはじめとした法令等に基づく保

表13 保安林の種類別面積（平成24年3月31日現在）

(単位：千ha)

| 森林法<br>第25条<br>第1項 | 保安林種      | 所有形態 | 国有林     | 民有林     | 総 数      | 対全保安林<br>比 率(%) |
|--------------------|-----------|------|---------|---------|----------|-----------------|
| 1号                 | 水源かん養保安林  |      | 5,682   | 3,418   | 9,100    | (75.5)          |
| 2号                 | 土砂流出防備保安林 |      | 1,077   | 1,479   | 2,556    | (20.7)          |
| 3号                 | 土砂崩壊防備保安林 |      | 20      | 39      | 59       | ( 0.5)          |
| 1～3号保安林小計          |           |      | 6,779   | 4,936   | 11,715   | (96.7)          |
| 4号                 | 飛砂防備保安林   |      | 4       | 13      | 17       |                 |
| 5号                 | 防風保安林     |      | 23      | 34      | 57       |                 |
|                    | 水害防備保安林   |      | 0       | 1       | 1        |                 |
|                    | 潮害防備保安林   |      | 5       | 8       | 14       |                 |
|                    | 干害防備保安林   |      | 50      | 75      | 125      |                 |
|                    | 防雪保安林     |      | 0       | 0       | 0        |                 |
|                    | 防霧保安林     |      | 9       | 53      | 62       |                 |
| 6号                 | なだれ防止保安林  |      | 5       | 14      | 19       |                 |
|                    | 落石防止保安林   |      | 0       | 2       | 2        |                 |
| 7号                 | 防火保安林     |      | 0       | 0       | 0        |                 |
| 8号                 | 魚つき保安林    |      | 8       | 51      | 60       |                 |
| 9号                 | 航行目標保安林   |      | 1       | 0       | 1        |                 |
| 10号                | 保健保安林     |      | 356     | 343     | 699      |                 |
| 11号                | 風致保安林     |      | 13      | 15      | 28       |                 |
| 4号以下保安林小計          |           |      | 474     | 610     | 1,084    | ( 3.3)          |
| 合 計                |           |      | 7,253   | 5,546   | 12,800   |                 |
| (実 面 積)            |           |      | (6,899) | (5,155) | (12,053) | (100.0)         |
| 国土面積に対する比率         |           |      | (18.3)  | (13.6)  | (31.9)   |                 |
| 全国森林面積に対する比率       |           |      | (27.5)  | (20.5)  | (48.0)   |                 |
| 所有別森林面積に対する比率      |           |      | (89.8)  | (29.6)  | —        |                 |

注1 各保安林種の面積は、他種との重複指定を含んだ延べ面積を計上したものである。

2 合計欄の( )は、重複面積を差し引いた実面積である。

3 表中の比率は、実面積比である。

4 国有林には、官行造林地及び林野庁所管以外の国有林を含む。

5 四捨五入のため、内訳の計と合計は必ずしも一致しない。

6 国土面積は平成23年10月1日現在、全国森林面積は平成19年3月31日現在のものである。

護・保全措置が講じられていることが条件となっていることから、保安林の適切な管理は、森林吸収源対策を推進する観点からも重要となっている。

このような中、平成23年度にとられた保安林に係る主な施策は以下のとおりである。

#### ア 保安林の指定

平成21年4月1日を始期とする全国森林計画において保安林の配備に関する基本的事項が定められており、これに従い保安林の指定等を行った。

#### イ 特定保安林の指定

平成23年度は、特に保育・間伐が適切に実施されず過密化した森林等が存することにより機能が低下している保安林約6千haの指定を行うとともに、必要な施策が実施され機能の回復が見込まれた特定保安林約3万4千haについて解除を行った。

#### ウ 保安林の管理

保安林の適正な管理を推進するために、衛星画像デジタルデータの活用により、土地の形質の変更等があった箇所を抽出して現地調査を行う管理体制の整備を行うとともに、保安林の境界が不明確で、管理上重要な保安林について、境界の点検調査を行い、境界の明確化を図った。

#### エ 損失補償

保安林等の指定に伴い発生する通常受けるべき損失を森林所有者に補償するため、損失補償金を交付した。

## 4 種苗生産事業

健全で多様な森林の整備を計画的に推進するためには、優良種苗の安定供給の確保が重要である。このため、次の事業を実施した。

### (1) 優良種苗供給促進事業

#### ア 郷土樹種確保持続事業

郷土樹種の苗木を確保するため、種子採取、精選等及び流通段階における産地・系統の表示を促進するとともに、需給バランスを確保するための調整・調査を実施した。

#### イ 森林力増強苗木生産事業

多様な樹種について、苗木生産における育苗作業を省力化するための新たなコンテナ利用や、苗木の上長生長を促し育成期間を短縮した育苗技術等による苗木生産の先駆的な取組を行うとともに、当該技術を普及するために現地指導等を実施した。

#### ウ 花粉症対策林整備推進事業

少花粉スギ林や広葉樹林への転換等花粉の少ない森林づくりを促進するため、少花粉スギ等苗木の利

用拡大に向けた森林所有者等に対する普及指導等を実施した。

### (2) 特別母樹林保存損失補償

林業種苗法（昭和45年5月22日法律第89号）に基づき指定した特別母樹林の所有者に対し、本来得られるであろう所得の損失の一部を補償した。

平成23年度は、966万9千円を助成した。

## 5 国民参加の森林づくりの推進

近年における森林に対する国民の要請の多様化、林業を取り巻く情勢の変化とこれに伴う管理不十分な森林の増加、持続可能な森林経営に向けた国際的要請の高まりなどに対応するため、林政の基本理念を、従来の木材生産を主体としたものから、森林の有する多面的機能の持続的発揮を目的としたものに転換し国民的合意の下に政策を進めていくことが必要となり、平成13年6月に成立した「森林・林業基本法」においてこの理念が明確化された。

この基本法に基づき策定された「森林・林業基本計画」（平成18年9月改定）では、多面的機能を有する森林の整備・保全は、林業関係者の努力のみならず、広く国民の理解を得つつ、社会全体で支えていくという機運を醸成していくことが重要であるとの認識の下、企業等による森林づくりや、山村地域の住民と都市住民との連携による里山林の再生活動の促進、森林での様々な体験を行う森林環境教育の充実等により、国民参加の森林づくりを一層推進することとしている。

このため、今後の緑化推進事業については、全国植樹祭・全国育樹祭等を通じた普及啓発活動、企業の社会貢献活動としての森林づくりをはじめとする森林ボランティア活動への支援等を通じて、森林の多面的機能を持続的に発揮させるための森林の整備・保全を促進するほか、里山林の保全管理など市民生活に身近な緑化技術の開発と普及等の施策を一体的に実施し、もって国民参加の森林づくりを推進していくこととしている。

#### ア 国土緑化行事

##### (ア) 全国植樹祭

全国植樹祭は、国土緑化運動の中核をなす行事として昭和25年以来、天皇皇后両陛下の御臨席を仰ぎ、全国各地からの参加を得て、両陛下によるお手植えや参加者による記念植樹等を通じて、国民の森林に対する愛情を培うことを目的に毎年開催されており、平成23年度においては、和歌山県田辺市で開催された。

##### (イ) 全国育樹祭

全国育樹祭は、昭和52年以来、皇太子同妃両殿下の御臨席を仰ぎ、全国各地からの参加を得て、両殿下によるお手入れ（全国植樹祭において天皇皇后両陛下のお手植え・お手播きにより成長した木の枝打ち等）や参加者による育樹活動等を通じて、国民の森林に対する愛情を培うことを目的に毎年開催されており、平成23年度においては、奈良県奈良市で開催された。

#### イ 緑の募金

緑の募金は、平成7年に成立した「緑の募金による森林整備等の推進に関する法律」に基づき、公益社団法人国土緑化推進機構及び都道府県緑化推進委員会が、国民各層に対し募金への協力を呼びかけることにより、森林整備に関する意識醸成を図るとともに、得られた資金により森林の整備、緑化の推進及びこれらに係る国際協力を行う国民の活動を助成することを目的に、毎年2～5月と9～10月に実施しており、平成23年の募金額は、約23億円となった。

#### ウ 国民運動の展開

京都議定書目標達成計画に定められた森林吸収量の目標を達成するとともに、森林における生物多様性の保全を図るためには、森林・林業関係者だけでなく、幅広い国民の理解と協力の下、間伐の遅れの解消や多様な森林づくりを進めることが重要である。

5年目を迎えた「美しい森林づくり推進国民運動」では、①平成19（2007）年度から平成24（2012）年度までの6年間に計330万 ha の間伐の実施、②100年先を見据え、針広混交林化・広葉樹林化・長伐期化等の多様な森林づくりの推進を目標として、民間主導により様々な取組が展開されている。

平成19（2007）年6月に経済団体・教育団体・環境団体・NPO など47構成団体により設立された「美しい森林づくり全国推進会議」では、平成23（2011）年12月に『美しい森林づくり』企業・NPO 等交流フォーラムを開催するなど、本運動の参加・協力者の拡大に取り組んでいる。

また、本運動の一層の拡大・浸透を図るため、平成20（2008）年12月から「フォレスト・サポーターズ」の登録が開始しており、平成24（2012）年3月時点の登録数は約3万8千となっている。

#### エ 森林づくり国民運動推進事業

地球温暖化防止や生物多様性保全に向けた国内の森林整備を国民運動として推進するため、これまで以上に幅広い層に森林づくり活動への参加を促し、企業等による多様な主体が参加した森林づくり活動

をサポートするための環境整備を進めることとし、平成23年度は下記の事業に対し60百万円を計上した。（民間団体向け）

- (ア) 緑化等に対する国民の理解の促進  
全国規模での緑化活動の推進への支援
- (イ) 地球温暖化防止や生物多様性保全に向けた森林づくりの実践支援  
幅広い層による森林づくり活動や森林生態系保全活動等への支援
- (ウ) 企業等に対する森林づくりへの参加の働きかけ  
森林づくりに関心のある企業等の活動の促進に向けた取組の支援
- (エ) 地域のシンボリックな里山や巨樹・古木等の保全・管理技術の開発と普及  
里山、巨樹・古木等の保全・管理技術開発及び技術情報の提供・普及

## 6 森 林 保 全

### (1) 森林病虫害等被害対策関連事業

森林病虫害等被害対策関連事業については、「森林病虫害等防除法」（昭和25年法律第53号、以下「防除法」という。）等に基づき、各種の被害対策を実施している。

松くい虫については、昭和40年代後半から著しく増加した被害に対し、52年に「松くい虫防除特別措置法」を5箇年間の時限法として制定して被害の終息に努めた。しかし、異常気象の影響等もあり、53年以降被害が激増したことから、57年に時限法の期限を延長し、名称も「松くい虫被害対策特別措置法」（以下「特措法」という。）とした。

その後、被害量は減少傾向で推移したが、地域によっては拡大傾向であったほか、従来と異なる被害態様がみられるようになった。このため、62年に「特措法」の一部を改正し、その期限を延長した。その後、各種被害対策の総合的な推進が図られ、被害量はピーク時の半分以上にまで減少したが、なお、毎年100万㎡に近い異常な被害の発生をみたことから、平成4年に「特措法」の一部を改正し、期限をさらに5年間延長した。この改正により「特措法」等に基づき、

- ① 「保全すべき松林」については、徹底した防除を行い被害の鎮静化を期する
- ② その「周辺松林」については、樹種転換を促進する

など総合的な松林保全対策を推進してきた。

しかしながら、被害の終息には至っておらず、重要な松林を適切に維持していくためには、将来にわたって予想される被害状況の変動に応じて、防除措置を適

時適切に実施できるようにしておく必要がある。このことから、「特措法」の期限切れに当たり、平成9年に「特措法」に規定する松くい虫に対する特別措置の一部を「防除法」にとり込むこと等を内容とする「防除法」の一部改正を行った。以降、「防除法」に基づき松くい虫をはじめとする森林病虫害等の被害の発生状況に的確に対応するための対策を総合的に実施している。

なお、平成17年11月、政府・与党で合意された三位一体改革に係る国庫補助負担金の改革及び税源移譲の考え方に基づき、平成18年度から、国庫補助による松くい虫防除は、緯度・高度等の要因により被害拡大の先端地域となっている区域等に限定しているところである。

また、特に近年、カシノナガキクイムシが媒介する病原菌によって、ミズナラ等が集団的に枯れる「ナラ枯れ」被害が発生しているため、その防除対策の実施や、新たな防除技術の開発等を推進している。

さらに、野生鳥獣被害については、生息域の拡大等を背景として、林業への被害のみならず、森林の有する公益的機能への影響も懸念されていることから、関係省庁と連携を図りつつ、野生鳥獣による被害及びその生息環境を踏まえた効果的な被害対策を進めることとしている。

#### ア 平成23年度の予算の概要

平成23年度の松林保全総合対策に係る予算については、7億3,405万5千円となっている。一方、松くい虫以外の森林病虫害等被害対策に係る予算（その他の森林病虫害等分）については、1億6,966万2千円となっている（表14）。

表14 平成23年度森林病虫害等被害対策関連予算内訳  
(単位：千円)

|                         |            |
|-------------------------|------------|
| ○松林保全総合対策               | 734,405    |
| <非公共>                   |            |
| 森林病虫害等防除事業<br>(松くい虫対策分) | 734,405    |
| <公共>                    |            |
| 保全松林緊急保護整備事業            | 425,029の内数 |
| 森林災害等復旧林道開設事業           | 425,029の内数 |

|                            |         |
|----------------------------|---------|
| ○その他の森林病虫害等対策              | 169,663 |
| <非公共>                      |         |
| 森林病虫害等防除事業<br>(その他森林病虫害等分) | 169,663 |

|                   |  |
|-------------------|--|
| ○森林・林業・木材産業づくり交付金 |  |
| <非公共>             |  |

森林資源の保護

1,610,418の内数

#### イ 平成23年度の事業概要

##### (ア) 松林保全総合対策

##### a 保全すべき松林の的確な防除と健全化の推進

保全すべき松林において、被害のまん延防止に必要な特別防除、地上散布、伐倒駆除等を適切に組み合わせた総合的な防除を実施した。また、健全な松林の維持造成を図るため、被害木を含め不用木、不良木等の除去・処理を行う衛生伐等を実施した。

さらに、トキの野生復帰に向けて、営巣木やねぐら木となる松林の保全対策を実施した。

##### b 周辺松林における樹種転換の計画的な推進

保全すべき松林の周辺において、松林の広葉樹林等への樹種転換を促進し、保全すべき松林の保護樹林帯の造成等を推進した。

##### c 地域の主体的な防除体制の整備

地域の実態に応じて、防除活動の推進を担う人材の育成等の支援活動を実施するとともに、地域住民、ボランティア等を含む地域が一体となった松林保全体制の整備を行った。

##### d 森林被害防止技術の開発・普及等の推進

関東以北におけるマツノザイセンチュウ抵抗性品種の開発を行うとともに、それらの増殖を行い、都道府県に対する苗木の供給を推進した。

##### (イ) その他の森林病虫害等被害対策

近年被害が拡大傾向にあるナラ枯れ被害の対策として、被害木の駆除措置及び健全木の予防措置を一体的に実施した。また、その他の森林病虫害等による被害のまん延を防止するため、防除を実施した。

シカ等の野生鳥獣による森林被害の防除事業及び野生鳥獣の生息環境にも配慮した多様な森林整備等を実施した。

##### (2) 森林環境保全対策事業

森林の有する多面的な機能を発揮していくためには、林野火災等各種の森林被害について、未然防止や早期発見により、被害を最小限に止めるなど、森林を適切に保全していくことが重要である。

しかしながら、山村の過疎化、不在村森林所有者の増大等、森林・林業を取り巻く情勢の厳しさから、適切な森林の管理が困難になっていることに加え、森林レクリエーション利用等による森林への入込者の増大等により、山火事や不法投棄等の発生が懸念されている。

このため、林野火災予防対策及び森林保全管理対策について、都道府県、市町村、森林所有者等の連携により地域関係者が一体となって効果的な展開を図ることが重要であり、これらの諸般の施策を地域の実情に応じて総合的に実施するため、平成23年度においては、森林・林業・木材産業づくり交付金（16億1,041万8千円の内数）により助成した。

#### ア 林野火災予防対策

林野火災の発生状況について平成19～23年の年平均でみると出火件数1,923件、焼損面積1,089ha、損害額約4億9千万円となっている。

また、林野火災の出火原因については、平成19～23年の年平均で、たき火によるものが全体の29.1%を占め最も多く、次いで火入れ13.5%、放火（疑い含む）11.0%の順となっており、原因のほとんどは人為によるものである。

このため林野火災の予防及び効率的な初期消火を図る観点から、林野火災予防体制の強化、林野火災予防情報システムの整備に加え、林野火災の危険性が高い気象条件下における予防活動の強化等を行った。さらに、林地開発等に伴う森林と住宅地の近接化等による家屋への延焼の危険性に対処するため、延焼防止に効果のある防火管理道等の整備を実施した。

#### イ 森林保全管理対策

森林レクリエーション利用等森林への入込者の増大等に伴う林野火災や不法投棄等の森林被害の増加を防止するため、森林保全推進員の養成、森林保全巡視指導員による巡視指導等を実施した。

##### （3）林地開発許可制度

#### ア 制度の概要

乱開発を防止し、森林の土地の適正な利用を確保するため、昭和49年5月に森林法の一部改正が行われ、従来からある保安林制度に加え、保安林等を除く民有林を対象とした林地開発許可制度が同年10月31日に発足した。以来これにより開発行為の適正化を図ってきたが、国民生活の多様化、経済活動の高度化に伴い、森林を保健休養の場等として利用することに対する国民の期待が高まりを見せた。このため、森林の利用と保全との両立を図るために従来の制度の運用の改善が求められ、平成2年度には開発区域に残置すべき森林等の割合等に関する開発行為の許可基準の見直しを行った。

また、平成3年の森林法改正において、開発行為が及ぼす影響をより広域的な視点から考慮するよう、開発行為により森林の有する水害防止の機能が

損なわれ、下流域域において水害を発生させるおそれがないことが許可要件として追加された。

#### （ア）許可制の適用範囲

地域森林計画の対象となっている森林のうち、保安林等を除く民有林において1haを超える開発行為（土石又は樹根の採掘、開墾その他の土地の形質を変更する行為）をしようとする者は国又は地方公共団体等が行う場合等の例外を除き都道府県知事の許可を受けなければならない。

#### （イ）許可基準等

開発行為の許可を受けようとする者はその行為をしようとする森林の所在地の都道府県知事に対し省令に定められた手続きにより申請を行う。

申請を受理した都道府県知事は原則として現地調査を行い内容を審査し、関係市町村長及び都道府県森林審議会等の意見を聴いた上で、

- a 周辺の地域に土砂の流出又は崩壊その他の災害を発生させるおそれがあること。
- b 水害を発生させるおそれがあること。
- c 水の確保に著しく支障を及ぼすおそれがあること。
- d 周辺の環境を著しく悪化させるおそれがあること。

のいずれにも該当しないと認めた場合には、許可をしなければならない。

#### （ウ）監督処分等

都道府県知事は森林の有する公益的機能を維持するため、必要があると認めるときは無許可又は許可条件違反等の開発行為について、その行為の中止命令又は復旧命令を発することができ、無許可の開発行為を行った者又は前記の各命令に違反した者に対しては罰金を課することになっている。

#### イ 許可制度の運用状況

最近の許可制度の運用状況についてみると、件数は減少傾向を示し、面積については昭和50年度以降平成5年頃までは、平均年間9,791haの開発が許可されたが、平成5年度以降は大幅な減少に転じ、平成23年度は1,458haが許可されている。

また、開発行為の目的別面積は、制度開始直後に大部分を占めた農用地の造成が減少し、一方で、ゴルフ場の建設が増加傾向を示していたが、これも平成5年度以降は大幅に減少している。

なお、平成17年度において「道路の新設または改築」（1,239ha）が突出しているが、これは、許可を必要としなかった日本道路公団による開発について、平成17年10月1日の分割民営化に伴い許可を要

表15 林地開発許可制度の運用状況（年度別許可面積の推移）

| 開発行為の目的       | 区 分<br>年 度 | 件 数 (件)      |     |     |     |     |     |     |     |     |     |     |     |     |     |     |     |     |     |     |     |     |     |        |
|---------------|------------|--------------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|--------|
|               |            | 昭和49<br>～平成2 | H3  | H4  | H5  | H6  | H7  | H8  | H9  | H10 | H11 | H12 | H13 | H14 | H15 | H16 | H17 | H18 | H19 | H20 | H21 | H22 | H23 | 計      |
| 工事・事業場用地の造成   |            | 1,718        | 139 | 136 | 126 | 104 | 102 | 118 | 107 | 112 | 67  | 41  | 69  | 59  | 68  | 65  | 86  | 84  | 75  | 72  | 61  | 43  | 46  | 3,498  |
| 住 宅 用 地 の 造 成 |            | 1,399        | 67  | 85  | 71  | 68  | 68  | 59  | 68  | 48  | 55  | 27  | 22  | 17  | 9   | 11  | 15  | 19  | 29  | 15  | 9   | 8   | 6   | 2,175  |
| 別 荘 地 の 造 成   |            | 220          | 14  | 12  | 6   | 6   | 3   | 6   | 5   | 1   | 2   | 3   | 1   | 2   | 0   | 0   | 0   | 0   | 2   | 2   | 1   | 0   | 0   | 286    |
| ゴ ル フ 場 の 設 置 |            | 1,158        | 142 | 165 | 93  | 73  | 47  | 30  | 14  | 13  | 7   | 5   | 1   | 5   | 3   | 1   | 3   | 1   | 1   | 2   | 0   | 1   | 1   | 1,766  |
| レジャー施設の設置     |            | 760          | 66  | 60  | 49  | 51  | 41  | 28  | 20  | 27  | 10  | 8   | 17  | 9   | 7   | 9   | 5   | 11  | 8   | 6   | 7   | 5   | 4   | 1,208  |
| 農 用 地 の 造 成   |            | 10,122       | 137 | 106 | 91  | 86  | 92  | 54  | 54  | 63  | 61  | 53  | 47  | 45  | 56  | 49  | 48  | 41  | 61  | 58  | 44  | 48  | 53  | 11,469 |
| 土 石 の 採 掘     |            | 7,215        | 244 | 248 | 262 | 248 | 212 | 216 | 254 | 207 | 227 | 174 | 174 | 160 | 135 | 127 | 115 | 119 | 108 | 111 | 82  | 94  | 85  | 10,817 |
| 道路の新設又は改築     |            | 89           | 8   | 0   | 2   | 6   | 4   | 2   | 2   | 0   | 2   | 2   | 2   | 1   | 1   | 1   | 34  | 6   | 15  | 18  | 11  | 21  | 19  | 246    |
| そ の 他         |            | 2,873        | 107 | 99  | 111 | 84  | 69  | 65  | 49  | 70  | 50  | 32  | 48  | 54  | 31  | 28  | 33  | 47  | 34  | 27  | 23  | 27  | 24  | 3,985  |
| 計             |            | 25,554       | 924 | 911 | 811 | 726 | 638 | 578 | 573 | 541 | 481 | 345 | 381 | 352 | 310 | 291 | 339 | 328 | 333 | 311 | 238 | 247 | 238 | 35,450 |

| 開発行為の目的       | 区 分<br>年 度 | 面 積          |        |        |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |         |
|---------------|------------|--------------|--------|--------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|---------|
|               |            | 昭和49<br>～平成2 | H3     | H4     | H5    | H6    | H7    | H8    | H9    | H10   | H11   | H12   | H13   | H14   | H15   | H16   | H17   | H18   | H19   | H20   | H21   | H22   | H23   | 計       |
| 工事・事業場用地の造成   |            | 8,326        | 897    | 821    | 781   | 562   | 575   | 556   | 760   | 464   | 343   | 184   | 297   | 315   | 238   | 125   | 443   | 407   | 518   | 465   | 297   | 213   | 128   | 17,715  |
| 住 宅 用 地 の 造 成 |            | 13,802       | 401    | 788    | 663   | 823   | 564   | 641   | 636   | 505   | 715   | 187   | 95    | 3     | 34    | 116   | 72    | 72    | 111   | 34    | 38    | 36    | 35    | 20,371  |
| 別 荘 地 の 造 成   |            | 1,309        | 85     | 100    | 24    | 14    | 13    | 89    | 47    | 3     | 21    | 58    | 9     | 6     | 0     | 0     | -2    | 0     | 10    | 12    | 1     | 0     | 0     | 1,799   |
| ゴ ル フ 場 の 設 置 |            | 50,253       | 6,756  | 8,388  | 4,760 | 3,274 | 2,091 | 1,530 | 296   | 615   | 142   | 186   | 30    | -3    | 14    | -1    | 8     | -1    | 9     | 9     | 0     | 1     | 3     | 78,360  |
| レジャー施設の設置     |            | 4,575        | 733    | 341    | 588   | 259   | 121   | 185   | 53    | 125   | 52    | 18    | 56    | 33    | 4     | 36    | 32    | 59    | 23    | -33   | 9     | 22    | 11    | 7,302   |
| 農 用 地 の 造 成   |            | 40,945       | 427    | 386    | 351   | 347   | 328   | 203   | 196   | 288   | 254   | 173   | 140   | 180   | 189   | 168   | 194   | 211   | 292   | 231   | 223   | 184   | 195   | 46,105  |
| 土 石 の 採 掘     |            | 27,169       | 1,604  | 1,578  | 1,950 | 1,774 | 1,503 | 1,695 | 1,927 | 1,808 | 1,840 | 1,441 | 1,329 | 1,349 | 1,064 | 1,003 | 892   | 1,054 | 1,009 | 899   | 788   | 879   | 784   | 55,339  |
| 道路の新設又は改築     |            | 298          | 22     | 4      | 3     | 20    | 10    | 9     | 6     | 0     | 8     | 6     | 4     | 2     | 3     | 10    | 1,239 | 47    | 249   | 87    | 146   | 170   | 215   | 2,558   |
| そ の 他         |            | 10,070       | 531    | 410    | 490   | 413   | 393   | 255   | 204   | 314   | 192   | 151   | 209   | 226   | 182   | 172   | 87    | 253   | 181   | 186   | 102   | 85    | 87    | 15,193  |
| 計             |            | 156,747      | 11,456 | 12,816 | 9,610 | 7,486 | 5,598 | 5,163 | 4,125 | 4,122 | 3,567 | 2,404 | 2,169 | 2,111 | 1,728 | 1,629 | 2,965 | 2,102 | 2,402 | 1,890 | 1,604 | 1,590 | 1,458 | 244,742 |

- (注) 1 面積は、土地の形質の変更に係る面積であって、開発区域に残置する森林は含まない。  
 2 件数は、新規許可処分に係るものであって、面積は、当該年度の新規許可処分面積に当該年度の変更許可処分による増減面積を加えたもの。  
 3 「その他」の項には産業廃棄物処理場、残土処理場、福祉施設、墓地等が含まれる。

するようになり、その時点で既に着手している開発についての許可申請が集中したためである。(表15)

## 7 林業・山村の活性化

### (1) 流域林業活性化対策

近年の林業をめぐる厳しい情勢の中で、林業生産活動及び森林の適正な管理を推進するためには、森林の有している諸機能が発揮される場である「流域」を基本的単位として、流域における関係者が、自主的に林業の活性化に取り組む必要がある。

このため全国158の流域において、これまでに森林・林業関係者等からなる「流域森林・林業活性化センター」及び「協議会」などにおいて、流域内の取組に関する情報の収集・提供のほか、地域材の利用拡大等に関する取組を実施した。

### (2) 森林資源の活用等による魅力ある山村づくり

林業就業者の多くが居住する山村地域は、林業生産活動や日常的な森林の見回り等の管理活動を通じて、森林の多面的機能の発揮に重要な役割を果たすことが期待されており、その活性化を図る必要がある。

このため、全国の山村振興に取り組んでいる団体や市町村などの行政担当者等とのネットワークを構築し、山村再生総合対策事業等のフォローアップ、各地域の山村振興に関する事例の収集及び情報提供を行う

ことにより、山村地域での取組みの活性化を推進した。

また、特用林産物の生産・供給体制の確立と消費の拡大による山村地域の再生、活性化を図るため、生産基盤の強化や消費者の安全と信頼の確保、生産者の経営の高度化に向けた取組等を推進した。

### (3) 森林の多様な利用の推進

森林の多面的機能の発揮に対する国民の関心や期待の高まりを背景に、野外教育や環境教育の場、健康づくりや生きがいの場、森林の整備活動への参加の場など、森林の保健・文化・教育的利用への要請は多様化している。

このため、森林環境教育や里山林の保全・利用活動など、森林の多様な利用を推進し、森林と人との豊かな関係の回復及び創出を図ることが重要である。

#### ア 森林環境教育の推進

森林環境教育は、「地球温暖化防止」など森林の多面的機能や森林の整備と木材資源の循環的利用の必要性等に対する理解を深めるものであり、森林吸収源対策の推進に必要不可欠である。

このため、子どもたちが森林内で様々な体験ができる機会を提供する「森の子くらぶ活動推進プロジェクト」を推進した。

#### イ 里山林の保全・利用の推進

里山林は、四季を彩る景観の美しさを感じるこ

ができるなど、人々の生活に最も身近な森林であり、森林と人との豊かな関係を回復し、創出する場として期待が高まっている。しかし、山村地域において過疎化・高齢化が進む中、これまで様々な資源の利用を通じて、地域住民の生活を支えてきた森林との関わりが希薄になってきている。このため、放置された里山林が拡大し森林の持つ多面的機能の発揮が難しくなっており、里山林の再生は喫緊の課題となっている。

そこで、里山林の整備と里山林資源の積極的な活用を組み合わせ、自立・継続的な山村地域の活性化に資する取組を推進するため、里山林再生指針作成により全国規模での里山林再生を支援した。

## 8 フォレスターの育成

平成23年の森林法改正による新たな森林計画制度では、市町村森林整備計画を森林づくりのマスタープランと位置づけ、市町村が森林の取扱いルールや路網等を定めることとしている。また、新たに創設された森林経営計画は、市町村が当該計画の認定業務を行うこととしており、これらの業務を担う市町村が果たす役割は、今後より重要となる。

しかしながら、森林・林業に関する専門知識・技術を持った職員が配置されている市町村は極めて限られている。このため、森林・林業に関する専門知識・技術に一定の資質を有し、市町村森林整備計画の策定等市町村が行う行政事務を支援する日本型フォレスターを育成するため、次のような事業を実施した。

### (1) 日本型フォレスター育成研修事業

フォレスターを育成するための現地実習を取り入れた研修等を実施した。

### (2) 日本型フォレスター活動・育成支援事業

フォレスターを育成する研修への参加や試行的なフォレスター業務の実施に必要な経費等を都道府県に助成した。

### (3) フォレスター、森林施業プランナー育成対策事業

フォレスターの活動体制や育成研修プログラムの改善を行うために必要な経費を民間団体に助成した。

## 第3節 森林・林業・木材産業 づくり交付金

### 1 交付金の趣旨

森林・林業基本法に掲げる基本理念の実現を図ることを目的とし、地域の自主性・裁量を尊重しつつ、川上・川下の連携強化を通じた木材の安定供給及び間伐

の推進を図るなど、森林の有する多面的機能の発揮、林業の持続的かつ健全な発展並びに林産物の供給及び利用の確保に資する施策を総合的かつ計画的に推進することが必要である。

このため、本交付金を活用し、これら取組に必要な経費について各都道府県等に対する一体的な支援を行うものである。

予算額 1,610,418千円（拡充）

（前年度 7,084,642千円）

## 2 交付金の対象メニュー

### <ハード>

#### (1) 森林整備の推進

森林整備を効率的かつ円滑に実施するために必要な施設等の整備を支援。

#### (2) 森林の多様な利用・緑化の推進

森林環境教育など継続的な体験活動の場、知識から技術まで林業体験学習の場となる森林・施設の整備を支援。

#### (3) 花粉発生源対策の推進

花粉症対策苗木の生産を目的としたミニチュア採種園等の造成・改良等による花粉発生源対策の計画的な推進。

#### (4) 望ましい林業構造の確立

林業再生の担い手の育成や林業生産コストの低減を図るため、高性能林業機械等施業の集約化に必要な施設の整備を支援。

#### (5) 特用林産物の振興

特用林産物の生産基盤の整備や生産体制の強化等に対する支援を行い、地域の特性に応じた生産・供給体制を確立。

#### (6) 木材利用及び木材産業体制の整備推進

木材の需要構造の変化に対応した林産物の供給・利用を推進するため、競争力のある木材産地の形成と地域材の安定的な供給を目的とした木材加工流通施設等を整備し、木材産業の構造改革を推進するとともに、地域材を利用した学校関連施設等の公共施設や未利用木質資源を総合的に利活用する施設等の整備による地域材や木質バイオマスの利用を推進。

#### (7) 市町村直接交付モデル整備

川上・川下の連携強化による木材の安定供給及び間伐の推進等を図るとともに、地域のニーズに機動的に対応するため、上記(1)～(6)のメニューを対象に、国から市町村に直接交付。

### <ソフト>

## (1) 山地防災情報の周知

行政と住民との防災に関する情報共有体制の整備、住民等が行う危険箇所の巡視などの協働活動、大規模な山地災害の発生時における都道府県間の協力体制の整備等により地域の防災体制を強化。

## (2) 森林資源の保護

森林病虫害や野生鳥獣の被害が発生しにくい森林環境の整備・保全、林野火災防止意識の啓発、森林保全推進員の養成、安定的な苗木の供給等による森林資源の保護を推進。

## (3) 林業担い手等の育成確保

林業事業体の育成及び林業就業者の確保・育成の支援と林業労働災害防止のための研修等の実施。

## 第4節 森 林 組 合

## 1 森林組合等の活動状況

平成22年度末現在、全国森林組合連合会1、都道府県森林組合連合会46、森林組合679、生産森林組合3,186が設立されており、森林組合は、合併の推進等により年々減少している。

森林組合は、地区内外の居住者併せて157万人（地区内森林所有者の48％）の組合員（2,318人／組合）で構成され、その所有森林面積は、1,095万 ha（都道府県有林を除く民有林の69％）に達している。

また、造林・林産等の事業を実施するために雇用労働者がいる森林組合は637組合で、総人員は、26千人となっている。

財務状況については、払込出資金の1組合あたりの平均は、7,842万円（前年度7,677万円）と推移しており、組織・経営・財務基盤ともに年々強化されつつある。

平成22年度における事業取扱量については、新植面積15千 ha（前年度比92％）、保育面積367千 ha（前年度比94％）[うち除伐・切捨間伐面積212千 ha（前年度比105％）]、素材生産量3,612千 m<sup>3</sup>（前年度比112％）となっている。

一方、生産森林組合は、平成22年度末において、243千人の組合員により、384千 ha の森林が経営されている。

都道府県森林組合連合会は、森林の経営に関する指導や林業技術の普及等の指導事業、素材・製材品・木材チップ等の販売事業、林業用機械・山行苗木・肥料等の購買事業等を行っている。

また、全国森林組合連合会は46都道府県森林組合連

合会及び大阪府森林組合を会員とする森林組合系統の全国段階の組織として指導事業及び販売・購買事業等を実施している。

## 2 森林組合等の育成強化

## (1) フォレスター、森林施業プランナー育成対策事業

林業の再生のためには、持続的な森林経営を実現した上で、採算性を回復することが重要であることから、小規模森林所有者の森林を取りまとめる施業の集約化等を行う技術者が必要である。

このため、森林所有者に対し、森林整備の内容、経費、木材の販売収入等を明示した上で施業を提案する森林施業プランナーの育成を加速化するため、集合研修、専門家チームの派遣等に対する支援を行い、森林組合等林業事業体における提案型集約化施業への取組促進を図った。

## 第5節 林業労働力対策

## 1 林業就業者の現状

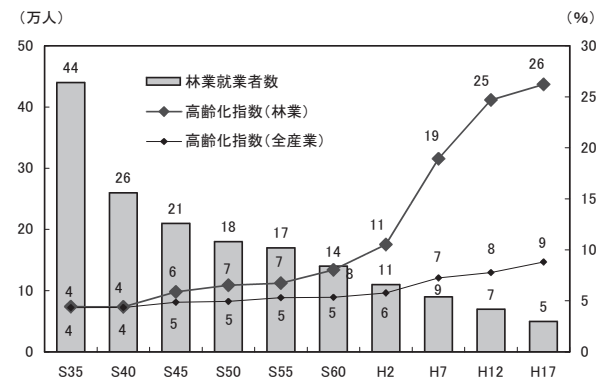
国勢調査によると、平成17年における林業就業者数は4万7千人で、ここ10年間で約4万人減少した。

また、年齢構成は、65歳以上が26％と高齢化が進行しており、全産業の就業者と比べると約3倍となっている。

林業就業者の減少と高齢化がこのまま進めば、森林整備に必要な担い手が確保されず適切な森林整備が進まないおそれがある。

このようなことから、林業労働者を雇用する森林組合、素材生産業者等の林業事業体における雇用管理の改善と事業の合理化を一体的に促進することと併せて、新たに林業に就業しようとする者の就業の円滑化を図ることにより、林業労働力を確保する必要がある。

表16 林業就業者数及び高齢化の推移



資料：総務省「国勢調査」、高齢化指数は、65歳以上の割合。

さらに、人工林資源の成熟化に伴う林業労働の質的变化など林業就業者の取り巻く情勢の変化を踏まえ、今後は、林業就業者のキャリア形成支援等を図る必要がある。

## 2 「緑の雇用」現場技能者育成対策事業

人工林資源を有効活用した国産材の安定供給に必要な間伐や道づくり等の安全かつ効率的な実施が求められる中、林業就業者が、路網と高性能林業機械を組み合わせた低コスト作業システムの導入等に必要高度な知識、技術・技能を有し、意欲と誇りを持って仕事に取り組めるよう、段階的かつ体系的な研修カリキュラムに基づき、新規就業者に対する3年間の「林業作業士研修（フォレストワーカー研修）」や、キャリアアップに向けた「現場管理責任者研修（フォレストリーダー研修）」、「統括現場管理責任者研修（フォレストマネージャー研修）」等を実施した。

予算額 5,530,381千円  
(前年度 0千円)

## 3 林業担い手等の育成確保

〈森林・林業・木材産業づくり交付金〉

林業事業体の経営合理化計画の認定及び指導、都道府県林業労働力育成協議会の開催、高性能林業機械のメンテナンス等の講習会の実施並びに地域の実情に応じた技能研修等を実施し林業事業体の育成及び林業就業者の確保・育成の推進に要する経費の一部を助成した。

また、林業における労働災害については、他産業に比べ発生頻度は今なお高い状況にあることから、林業労働安全衛生対策をより一層効果的に実施するため、安全衛生指導員等の養成、作業現場への巡回指導・救助訓練の実施、事業主等を対象とした安全衛生指導の実施、林業従事者に対する安全意識・技術向上の促進及び蜂毒に対する認識及び危険性を普及啓発する講習会等に要する経費の一部を助成した。

予算額 1,610,418千円の内数  
(前年度 7,084,642千円の内数)

## 4 林業就業促進資金

新たに林業に就業しようとする者について円滑な就業が図られるよう、林業に就業するのに必要な知識及び技能を習得するための研修受講、資格の取得、住居の移転等に要する費用を林業労働力確保支援センターが貸し付ける林業就業促進資金に助成した。

貸付条件

- a 利 率：無利子
- b 償還期間：20年以内（据置期間4年以内を含む。）認定事業主への貸付は、13年以内とする。（据置期間4年以内を含む。）
- c 貸付限度額：1人につき
  - 就業準備資金 150万円
  - 就業研修資金 月額5～15万円
 ただし、認定事業主への貸付限度額は、上記に80%を乗じた額とする。
  - 予算額 4,500千円
  - (前年度 5,000千円)

# 第6節 林産物の需給及び加工流通対策

## 1 木材需給・木材工業等の動向

### (1) 木材需給の動向

ア 需給の動向

我が国の木材(用材)需要量は、住宅需要の低迷等から減少傾向にあり、平成10年から9千万㎡台、平成14年からは8千万㎡台と推移し、リーマンショックなどによる景気悪化により、平成20年は、7千万台、平成21年は6千3百万台と大きく落ち込んだものの、景気の回復傾向に伴ない平成22年の7,025万㎡から平成23年は3.5%増加の7,237万㎡となった。

用途別でみると、総需要量(用材)のうち、製材用が36.6%、パルプ・チップ用が44.1%、合板用が14.5%を占めている。

また、製材用及び合板用は住宅等の需要の増加から前年を上回った。また、パルプ・チップ用は製品のチップ輸入量が減少したことから前年を下回った。

国産材の用材供給量は昭和63年以降減少し続けたが、平成15年より増加傾向となり、平成23年は前年に比べて6.2%増加の1,937万㎡となった。

表17 木材(用材)需給の現状

(単位：千㎡ ( )内は対前年比%)

| 区 分 | 需 要 | 平成22年  |         | 平成23年  |         |
|-----|-----|--------|---------|--------|---------|
|     |     | 数      | (%)     | 数      | (%)     |
| 総   | 数   | 70,253 | (111.1) | 72,725 | (103.5) |
| 製   | 材   | 25,379 | (107.9) | 26,634 | (104.9) |
| 合   | 板   | 9,556  | (117.1) | 10,563 | (110.5) |
| パ   | ル   | 32,350 | (111.5) | 32,064 | (99.1)  |
| ル   | プ・チ |        |         |        |         |
| ッ   | ッ   |        |         |        |         |
| 用   | 用   |        |         |        |         |

|         |               |               |
|---------|---------------|---------------|
| そ の 他 用 | 2,968(117.4)  | 3,464(116.7)  |
| 供 給     |               |               |
| 総 数     | 70,253(111.1) | 72,725(103.5) |
| 国 内 生 産 | 18,236(103.7) | 19,367(106.2) |
| 外 材 輸 入 | 52,018(114.0) | 53,358(102.6) |

## イ 住宅建設の動向

木材需要の大宗を占める住宅の着工動向をみると、国内経済の安定した動向や、昭和62年の内需拡大を契機として、新設住宅着工戸数は平成元年から2年にかけて160万戸を上回って推移した。3年、4年には景気の停滞によりそれぞれ、137万戸、140万戸と低迷した。平成8年には、消費税率改定前の駆け込み需要によりバブル期と並ぶ164万戸の高水準となったが、平成9年には、前年の駆け込み需要等の反動により139万戸に減少した。平成10年以降は120万戸内外で推移していたが、平成19年には、改正建築基準法の影響により大きく落ち込み、106万戸となった。平成20年には、若干の持ち直しが見られたものの、アメリカの住宅バブル崩壊に端を発した国際的な金融危機等の影響及び長引く景気低迷により、平成21年は、前年比27.9%減の79万戸と45年

ぶりに80万戸を割り込んだ。平成22年は、3年ぶりに実質 GDP 成長率がプラスに転じたことや、経済対策等の効果もあり、前年比3.1%増の81万戸となった。平成23年も引き続き80万戸台を維持し、前年比2.6%増の83万戸となった。

構造別の着工動向をみると、平成23年の木造は前年比1.0%増の46万戸、非木造住宅は前年比4.6%増の37万戸となり、木造率は55.7%となった。

## ウ 価格の動向

平成23年のスギ中丸太の価格は、住宅着工の増加傾向による需要回復等から上昇した。

一方、輸入丸太のうち米材(ベイマツ)の価格は、需要の減少により前年を下回った。

合板は、年前半は上昇傾向であったが、その後横ばいで推移した。ホワイトウッド集成管柱(国産)は、前年とほぼ同様の動きで推移した。

平成23年の平均価格(㎡当り)をみると、丸太では、スギ中丸太12,300円、ヒノキ中丸太21,700円、ベイツガ24,400円と前年を上回ったが、ベイマツ25,600円と前年をやや下回った。また、製材品は、スギ正角43,600円、ヒノキ正角66,600円、ベイマツ平角55,100円と前年を上回った。また、針葉樹構造用合板は980円/1枚、ホワイトウッド集成管柱(国

表18 新設住宅着工戸数の推移

(単位：戸、%)

|      | 総 計       |       | 木 造 住 宅 |       |      |         |       |           |       |        |       | 非木造住宅   |       |
|------|-----------|-------|---------|-------|------|---------|-------|-----------|-------|--------|-------|---------|-------|
|      |           |       | 計       |       | 木造率  | 在来工法    |       | ツーバイフォー工法 |       | プレハブ工法 |       | 計       |       |
|      | 前年比       | 前年比   | 前年比     | 前年比   |      | 前年比     | 前年比   | 前年比       | 前年比   | 前年比    | 前年比   | 前年比     | 前年比   |
| 平成元年 | 1,662,612 | -1.3  | 719,870 | 3.2   | 43.3 | 640,348 | 2.4   | 47,572    | 46.5  | 31,950 | -18.5 | 942,742 | -4.5  |
| 2    | 1,707,109 | 2.7   | 727,765 | 1.1   | 42.6 | 642,102 | 0.3   | 51,093    | 7.4   | 34,570 | 8.2   | 979,344 | 3.9   |
| 3    | 1,370,126 | -19.7 | 624,003 | -14.3 | 45.5 | 545,366 | -15.1 | 45,437    | -11.1 | 33,200 | -4.0  | 746,123 | -23.8 |
| 4    | 1,402,590 | 2.4   | 671,130 | 7.6   | 47.8 | 580,799 | 6.5   | 52,933    | 16.5  | 37,398 | 12.6  | 731,460 | -2.0  |
| 5    | 1,485,684 | 5.9   | 697,496 | 3.9   | 46.9 | 603,666 | 3.9   | 56,299    | 6.4   | 37,531 | 0.4   | 788,188 | 7.8   |
| 6    | 1,570,252 | 5.7   | 721,431 | 3.4   | 45.9 | 619,103 | 2.6   | 64,037    | 13.7  | 38,291 | 2.0   | 848,821 | 7.7   |
| 7    | 1,470,330 | -6.4  | 666,124 | -7.7  | 45.3 | 554,690 | -10.4 | 73,989    | 15.5  | 37,445 | -2.2  | 804,206 | -5.3  |
| 8    | 1,643,266 | 11.8  | 754,296 | 13.2  | 45.9 | 619,028 | 11.6  | 93,693    | 26.6  | 41,575 | 11.0  | 888,970 | 10.5  |
| 9    | 1,387,014 | -15.6 | 611,316 | -19.0 | 44.1 | 497,843 | -19.6 | 79,458    | -15.2 | 34,015 | -18.2 | 775,698 | -12.7 |
| 10   | 1,198,295 | -13.6 | 545,133 | -10.8 | 45.5 | 447,287 | -10.2 | 67,923    | -14.5 | 29,923 | -12.0 | 653,162 | -15.8 |
| 11   | 1,214,601 | 1.4   | 565,544 | 3.7   | 46.6 | 458,146 | 2.4   | 75,864    | 11.7  | 31,534 | 5.4   | 649,057 | -0.6  |
| 12   | 1,229,843 | 1.3   | 555,814 | -1.7  | 45.2 | 446,359 | -2.6  | 79,114    | 4.3   | 30,341 | -3.8  | 674,029 | 3.8   |
| 13   | 1,173,858 | -4.6  | 522,823 | -5.9  | 44.5 | 418,402 | -6.3  | 77,235    | -2.4  | 27,186 | -10.4 | 651,035 | -3.4  |
| 14   | 1,151,016 | -1.9  | 503,761 | -3.6  | 43.8 | 401,029 | -4.2  | 78,988    | 2.3   | 23,744 | -12.7 | 647,255 | -0.6  |
| 15   | 1,160,083 | 0.8   | 523,192 | 3.9   | 45.1 | 418,426 | 4.3   | 81,502    | 3.2   | 23,264 | -2.0  | 636,891 | -1.6  |
| 16   | 1,189,049 | 2.5   | 540,756 | 3.4   | 45.5 | 427,746 | 2.2   | 90,706    | 11.3  | 22,304 | -4.1  | 648,293 | 1.8   |
| 17   | 1,236,175 | 4.0   | 542,848 | 0.4   | 43.9 | 426,299 | -0.3  | 95,824    | 5.6   | 20,725 | -7.1  | 693,327 | 6.9   |
| 18   | 1,290,391 | 4.4   | 559,201 | 3.0   | 43.3 | 432,731 | 1.5   | 105,390   | 10.0  | 21,080 | 1.7   | 731,190 | 5.5   |
| 19   | 1,060,741 | -17.8 | 504,546 | -9.8  | 47.6 | 388,435 | -10.2 | 98,555    | -6.5  | 17,556 | -16.7 | 556,195 | -23.9 |
| 20   | 1,093,519 | 3.1   | 516,875 | 2.4   | 47.3 | 391,193 | 0.7   | 107,715   | 9.3   | 17,967 | 2.3   | 576,644 | 3.7   |
| 21   | 788,410   | -27.9 | 430,121 | -16.8 | 54.6 | 324,406 | -17.1 | 91,394    | -15.2 | 14,321 | -20.3 | 358,289 | -37.9 |
| 22   | 813,126   | 3.1   | 460,134 | 7.0   | 56.6 | 349,865 | 7.8   | 96,104    | 5.2   | 14,165 | -1.1  | 352,992 | -1.5  |
| 23   | 834,117   | 2.6   | 464,837 | 1.0   | 55.7 | 352,264 | 0.7   | 98,248    | 2.2   | 14,325 | 1.1   | 369,280 | 4.6   |

資料：国土交通省「住宅着工統計」

産)は2,200円と前年並みであった。

## (2) 木材貿易の動向

### ア 輸入

平成23年の丸太輸入量は464万m<sup>3</sup>で、前年比98%とやや減少、製材輸入量は684万m<sup>3</sup>で同107%とやや増加した。

また、我が国の木材輸入の全体的な動向としては、輸出国側の丸太輸出規制、製品輸出拡大政策を背景に、製品輸入割合が増加している。

丸太の主な輸入先別の内訳は、米材66%（前年比102%）、南洋材11%（同91%）、北洋材7%（同76%）、ニュージーランド材15%（同94%）となっており、多くの地域で輸入量が前年よりやや減少した。

製材の主な輸入先別の内訳は、米材40%（前年比101%）、南洋材2%（同107%）、北洋材13%（同116%）、ニュージーランド材2%（同107%）、欧州材36%（同109%）、チリ材5%（同122%）、中国材2%（同110%）となっており、北洋材、欧州材、米材ともに昨年に引き続き増加傾向である。

表19 木材の輸入量

単位：千m<sup>3</sup>

|           | 22年   |       |        | 23年   |       |        |
|-----------|-------|-------|--------|-------|-------|--------|
|           | 丸太    | 製材    | 合計     | 丸太    | 製材    | 合計     |
| 米材        | 2,980 | 2,709 | 5,689  | 3,049 | 2,744 | 5,793  |
| 南洋材       | 554   | 119   | 673    | 505   | 128   | 632    |
| 北洋材       | 447   | 747   | 1,195  | 342   | 870   | 1,212  |
| ニュージーランド材 | 737   | 124   | 861    | 694   | 133   | 826    |
| 欧州材       |       | 289   | 289    |       | 352   | 352    |
| アフリカ材     | 30    | 2,264 | 2,294  | 35    | 2,471 | 2,506  |
| チリ材       | 3     | 2     | 5      | 4     | 2     | 6      |
| 中国        | 5     | 104   | 109    | 2     | 115   | 118    |
| その他       | 2     | 56    | 58     | 8     | 30    | 38     |
| 合計        | 4,757 | 6,415 | 11,172 | 4,640 | 6,844 | 11,484 |

金額ベースでみると、平成23年の木材（丸太、製材、合板、チップ等のHS44類計）輸入は、9,997億円（前年比109%）で我が国の平成23年の輸入総額68兆1,112億円（同112%）の1.5%を占めている。

国別では中国が1,495億円（前年比114%）と最も多く、次いでマレーシア1,176億円（同114%）、カナダ1,047億円（同102%）、豪州650億円（同75%）、インドネシア826億円（同120%）、米国676億円（同101%）、チリ578億円（同113%）、フィリピン501億円（同120%）となっている。

### (ア) 米材

平成23年の米材輸入量は丸太304万m<sup>3</sup>（前年比102%）、製材274万m<sup>3</sup>（同101%）となった。国別では、米国が丸太168万m<sup>3</sup>（同99%）、製材44万m<sup>3</sup>

（同114%）、カナダが丸太137万m<sup>3</sup>（同107%）、製材230万m<sup>3</sup>（同99%）となっている。

### (イ) 南洋材

平成23年の南洋材輸入量は丸太51万m<sup>3</sup>（前年比91%）、製材13万m<sup>3</sup>（同108%）、合板250万m<sup>3</sup>（同110%）となっている。

丸太については、マレーシアから37万m<sup>3</sup>を輸入しており、南洋材丸太輸入の73%を占めている。

合板輸入では、マレーシアが総輸入量の48%（150万m<sup>3</sup>、前年比105%）、インドネシアが32%（100万m<sup>3</sup>、同118%）と南洋材が大半を占めている。

なお、インドネシアでは資源保護の観点から丸太の輸出が禁止され、マレーシアのサバ州、サラワク州では丸太輸出枠が設定されている。

### (ウ) 北洋材

平成23年の北洋材の輸入量は丸太34万m<sup>3</sup>（前年比76%）、製材87万m<sup>3</sup>（同116%）と、丸太輸入量は大きく減少している。

### (エ) 中国

平成23年の中国からの木材輸入額は1,495億円（前年比114%）で、全体の15%を占めて第一位となっている。中国からの輸入は集成材、木製品、割り箸等の加工度の高い製品の割合が高く、丸太、製材は僅かである。

### イ 輸出

23年の木材の輸出額は97億円（前年比95%）と減少した。

輸出品の内訳は、製材26億円（前年比94%）、丸太14億円（同156%）、建築木工品・木製建具7億円（同75%）、合板6億円（同100%）、単板5億円（同81%）、寄せ木5億円（同67%）となっている。

国別内訳の割合は、中国が25%（24億円、前年比94%）で、以下フィリピン20%（19億円、同93%）、米国11%（11億円、同74%）、韓国11%（11億円、同126%）、台湾10%（10億円、同118%）、インドネシア3%（3億円、同127%）、ベトナム3%（3億円、同94%）の順となっている。

## (3) 木材工業の動向

我が国の木材工業の業況についてみると、長期にわたる木材価格の低迷に加え、輸入製品との競合等厳しい経営環境にある中で、木造建築住宅分野においては、建設コストの低減や施工期間の短縮等の合理化とともに、強度や耐火性、耐震性等の品質・性能が確かな資材が求められている。これらのニーズに的確に対応した国産材の供給体制の整備が急務となっている。

また、東日本大震災により、木材加工・流通施設115

か所が被災した。

#### ア 製材業

23年末における製材工場数は6,242工場で前年に比べ327工場減少した。

製材工場の平均出力数は111.0kw（前年比104%）と僅かながら増加しているが、75kw未満の工場数が全体の65%を占めており、依然として零細な産業構造である。23年における製材用素材の需要量は1,643万 $\text{m}^3$ （前年比104.2%）となった。このうち、国産材は1,149万 $\text{m}^3$ （前年比108.6%）、外材は493万 $\text{m}^3$ （前年比95.3%）であり、製材用素材供給量のうち外材の占める割合は、30.0%に減少した。

また、製材品出荷量は943万 $\text{m}^3$ （前年比100.2%）となり、これを用途別にみると、建築用材79%、土木建設用材4%、木箱仕組板・こん包用材13%、家具・建具用材1%、その他用材3%となっている。

#### イ 合板製造業

23年末の合単板製造工場数は、前年に比べ11工場減少し203工場となった。これを類型別にみると普通合板を生産する工場は5工場減少して35工場、特殊合板のみを生産する製造工場は13工場増加して152工場となった。

23年における単板製造用素材の入荷量は前年に比べ5万 $\text{m}^3$ 増加し386万 $\text{m}^3$ となった。材種別には、外材が前年より1万 $\text{m}^3$ 増加し133万 $\text{m}^3$ 、国産材については前年より4万 $\text{m}^3$ 増加し253万 $\text{m}^3$ となった。

23年の普通合板の生産量は249万 $\text{m}^3$ （前年比94.0%）、特殊合板の生産量は70万 $\text{m}^3$ （前年比108.7%）となった。

## 2 林産物の供給及び利用の確保

### (1) 木材産業の健全な発展に向けての取組

#### ア 木材の安定供給体制の整備

生産・流通体制を整備するため、森林組合等の林業事業体による施業の集約化、路網整備と高性能林業機械の活用による低コスト作業システムの普及、原木供給の取りまとめと需給のマッチングにより、国産材安定供給体制の整備を推進した。また、東日本大震災により被災した工場へ出荷していた地域の原木等を、被災していない工場に出荷する等の運搬経費を助成した。

流域を基本的な単位として、関係者の連携による原木供給の取りまとめやストックヤードを活用した仕分け・直送の推進等、原木安定供給に向けた取り組みを進めることにより森林の流域管理システムの一層の推進を図るため、安定供給計画の作成や加工

業者との安定供給協定締結活動を支援した。

#### イ 木材加工体制の整備

木材の需要構造の変化に対応した林産物の供給・利用を推進するため、

- 競争力のある木材産地の形成と地域材の安定的な供給を目的とした木材加工流通施設等の整備
- 外材から国産材への原料転換や品質・性能の確かな製品の供給を行う場合の設備導入等について利子助成やリース料の一部助成等を実施した。

また、東日本大震災により被災した木材加工流通施設等の復旧、木材製品等に係る放射性物質の調査・分析や効率的な放射性物質の除去・低減のための技術の検証・開発等を推進した。

### (2) 林産物の利用の促進

#### ア 国民への知識の普及と情報の提供

消費者や企業に対し、木材とりわけ地域材利用の意義への理解を醸成し、これを広めるとともに、消費者や企業の実需を地域材に結びつけていくため、「木づかい運動」を展開した。10月を「木づかい推進月間」とし、異業種交流セミナーの開催やポスターの製作・配布等の集中的な普及啓発活動を実施した。また、「国際森林年」に関する取組の一環として「木づかい」の情報発信を実施した。

#### イ 林産物の新規需要の開拓

間伐材等の未利用木質資源の利用を促進するため、木質バイオマス供給施設、エネルギー利用施設等の整備を支援するとともに、更に東日本大震災の被災地においては、木質系震災廃棄物及び未利用間伐材等の利用促進を図るため、木質系震災廃棄物等の活用可能性調査を実施するとともに、木質バイオマス関連施設の整備に対し支援した。

#### ウ 「顔の見える木材での家づくり」の普及

「顔の見える木材での家づくり」グループへの支援、木造建築に携わる担い手育成に対する支援、長期優良住宅等に対応した新たな地域材製品の開発・普及を実施した。

#### エ 公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律

法に基づく国の木材利用計画や地方公共団体の木材利用計画は、国の機関では22全てで、都道府県では47全て、市町村は405で策定された。

また、市町村での木材利用方針策定に向けて都道府県へ積極的な働きかけを実施。木造公共建築物の整備に対する支援や設計段階からの技術支援を実施した。

## オ 品質及び性能の確かな木材の供給促進

木材製品の供給に当たっては、品質管理を徹底し、乾燥材等の品質及び性能の明確な製品の安定供給を推進するとともに、JASマーク等による品質及び性能の表示を促進した。

## 3 木材の需給安定等

## (1) 木材の需給の見通しの公表

木材の需給の見通し等について協議するため、木材需給会議を開催し、年間の木材（用材）の需給見通し及び四半期ごとに主要木材の短期需給見通しを公表した。

## (2) 木材需給安定対策

木材の需給動向の情報の収集・分析・提供、国産材需要拡大のための情報や木材流通の改善合理化に関する情報の収集・提供等を行うことにより、木材の需給安定に取り組んでいる。

## (3) 違法伐採対策

国際的に問題となっている違法伐採に対処するため、合法性、持続可能性が証明された木材・木材製品を民間企業や一般消費者に広く普及啓発した。

## 4 特用林産物の生産振興

## (1) 特用林産物の生産動向等

特用林産物は、「しいたけ」「えのきたけ」「ぶなしめじ」等のきのこ類をはじめ、「竹材」「桐材」「うるし」等の伝統的工芸品原材料、「木炭」等の木質系燃料、さらには樹実類、山菜等に至るまでその種類、品目は極めて多い。

これらの特用林産物の生産は、農山村地域における重要な産業の一つとして、地域経済の安定と就業機会の確保に大きな役割を果たしている。

平成23年の特用林産物の生産動向については、きのこ類の生産量についてみると、えのきたけ、エリンギ及びまいたけは前年並み、乾しいたけ、ぶなしめじは前年より増加、しいたけ、なめこ、ひらたけ及びまつたけは減少した。

なお、しいたけの輸入量は、5,321tで前年に比べて5.25%の減少となった。

きのこ類以外の特用林産物は、竹炭の生産量が大幅に増加し、木炭、木酢液は減少し、竹酢液は前年並みとなった。

この結果、平成23年の特用林産物の総生産額は2,648億円で、前年（2,848億円）比93.0%となった。

表20 特用林産物の需要動向（平成23年）

| 品 名   | 単 位            | 生産量     | 輸入量     | 輸出量 | 消費量     |
|-------|----------------|---------|---------|-----|---------|
| 乾しいたけ | トン             | 3,696   | 6,038   | 39  | 9,695   |
| しいたけ  | トン             | 71,254  | 5,321   | —   | 76,575  |
| な め こ | トン             | 25,426  | —       | —   | 25,426  |
| えのきたけ | トン             | 143,189 | —       | —   | 143,189 |
| ひらたけ  | トン             | 2,082   | —       | —   | 2,082   |
| ぶなしめじ | トン             | 118,006 | —       | —   | 118,006 |
| まいたけ  | トン             | 44,453  | —       | —   | 44,453  |
| エリンギ  | トン             | 38,055  | —       | —   | 38,055  |
| まつたけ  | トン             | 36      | 1,215   | —   | 1,251   |
| く り   | トン             | 19,100  | 15,752  | —   | 34,852  |
| たけのこ  | トン             | 32,217  | 198,882 | —   | 231,099 |
| わ さ び | トン             | 2,703   | —       | —   | 2,703   |
| 生うるし  | kg             | 1,345   | 58,072  | —   | 59,417  |
| 竹 材   | 千束             | 1,184   | 381     | 1   | 1,564   |
| 桐 材   | m <sup>3</sup> | 631     | 11,404  | —   | 12,035  |
| 木 炭   | トン             | 22,124  | 150,144 | 830 | 171,438 |
| 竹 炭   | トン             | 1,058   | 4,640   | 0   | 5,698   |
| 木 酢 液 | kl             | 2,142   | —       | —   | 2,142   |
| 竹 酢 液 | kl             | 288     | —       | —   | 288     |

注) 1 林野庁経営課特用林産対策室調べ。

2 不明なもの及び該当しないものについては—印とした。

3 消費量は単純計算（生産量＋輸入量－輸出量）により算出した。

4 合計が一致しない部分は四捨五入によるものである。

## (2) 特用林産振興対策

山村地域の再生・活性化が求められている中で、特用林産物を活用した取組により就業機会の確保や地域の特性に応じた生産・供給体制の確立を図る観点から、山村地域資源を活用して生産され山村地域の貴重な収入源となっている特用林産物の生産基盤の整備や生産体制を強化するための取組に対し、森林・林業・木材産業づくり交付金による支援を行った。

また、特用林産物の消費の拡大に向けて、きのこの生産過程におけるトレーサビリティの円滑な導入に向けた関係者の取組状況等の調査やきのこ菌床培地用おがこの品質認証システムの検討による消費者の安全と信頼の確保、生産者の経営の安定化・高度化に向けて、生産性の効率化に資する新生産技術や新規用途技術の検証、消費者への品質・安全性等に関する適切な情報提供等を実施した。

さらに、きのこ種菌の流通の適正化を図るため、「種苗法」に基づくきのこ種菌の検査及び指導を実施した。

## (3) 東日本大震災からの復旧・復興対策

東日本大震災により被災した特用林産施設の復旧、放射性物質の防除に係る施設整備やきのこ原木等の生産資材の導入に対し支援したほか、安全な特用林産物を生産・供給できるよう放射性物質の特用林産物に与える影響について調査を行い、きのこ原木や木炭等の安全基準を策定した。

さらに、都道府県が行う放射性物質のモニタリングに対して情報提供等を実施した。

## 第7節 林業関係金融

### 1 日本政策金融公庫資金

林業生産力の維持増進、林業構造の改善等のため、造林事業、林道事業等に必要な資金について、林業の生産期間の長期性、低収益性等の特質を考慮して日本政策金融公庫から長期低利の資金の融通を行っている。

林業関係資金の23年度の貸付実績は表21のとおりである。

表21 日本政策金融公庫林業関係資金貸付実績

(単位：百万円)

| 区 分                |                   |     |       | 22年度   | 23年度   |
|--------------------|-------------------|-----|-------|--------|--------|
| 林業基盤整備資金           | 造林                | 補 助 | 公 有 林 | 1,566  | 1,345  |
|                    |                   |     | 私 有 林 | 468    | 257    |
|                    |                   | 非補助 | 公 有 林 | 1,074  | 1,070  |
|                    |                   |     | 私 有 林 | 102    | 70     |
|                    |                   |     |       | 計      | 3,209  |
|                    | 樹 苗 養 成           |     | －     | －      |        |
|                    | 林 道               |     | 9     | 5      |        |
|                    | 利 用 間 伐 推 進       |     | 7,428 | 5,999  |        |
|                    | 伐 採 調 整           |     | －     | －      |        |
|                    | 森 林 整 備 活 性 化 資 金 |     |       |        | 449    |
| 林 業 経 営 育 成 資 金    |                   |     |       | 6      | 464    |
| 農林漁業セーフティネット資金     |                   |     |       | 317    | 102    |
| 林業構造改善事業推進資金       |                   |     |       | －      | －      |
| 農 林 漁 業<br>施 設 資 金 | 共 同 利 用           |     | 1,198 | 1,449  |        |
|                    | 主務大臣指定            |     | 123   | 6,719  |        |
| 振興山村・過疎地域経営改善資金    |                   |     |       | －      | －      |
| 計                  |                   |     |       | 12,740 | 17,779 |

(注) 四捨五入のため内訳と計は必ずしも一致していない。

### 2 林業・木材産業改善資金

最近における林業・木材産業経営の厳しい状況等にかんがみ、林業・木材産業経営の改善、林業労働に係る労働災害の防止、林業労働に従事する者の確保等についての林業従事者等の自主的努力を積極的に助長するため、林業・木材産業改善資金助成法(昭和51年法律第42号)による無利子の中・短期資金の貸付けが行わ

れており、23年度の貸付実績は表22のとおりである。

表22 林業・木材産業改善資金貸付額の推移

| 年 度 | 貸付額(百万円) |
|-----|----------|
| H19 | 2,912    |
| H20 | 2,073    |
| H21 | 1,056    |
| H22 | 963      |
| H23 | 1,020    |

### 3 木材産業等高度化推進資金

#### (1) 制度の意義

木材産業等高度化推進資金制度は林業及び木材産業をめぐる厳しい諸情勢に対処して林業・木材関連産業の健全な発展を促進するため、「林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法」(昭和54年法律第51号)に基づき、昭和54年度に創設された低利融資制度である。

制度の目的は、木材の生産及び流通の合理化の促進による、木材供給の円滑化並びに効率的かつ安定的な林業経営の育成を図るため、木材の生産又は流通を担う事業者がその行う合理化を促進するのに必要な資金及び林業者が行う林業経営の改善を推進するのに必要な資金(林業経営の規模の拡大、生産方式の合理化等の林業経営の改善に伴い必要なものに限る。)を低利で融資する措置を講じ、もって木材関連産業及び林業の健全な発展に資することにある。

#### (2) 制度の仕組み

本制度の仕組みは、国が独立行政法人農林漁業信用基金(以下「信用基金」という。)を通じて都道府県に資金を低利で貸付け、都道府県は当該貸付金及びこれと同額の自己資金を金融機関に低利で供給し、金融機関はこれを原資の一部として当該供給資金の2、3又は4倍の資金を低利で融通するものである。

本制度の資金は、木材の生産又は流通に関する合理化計画並びに林業経営の経営基盤の強化に関する林業経営改善計画について都道府県知事の認定を受けた者に対し、事業の合理化並びに経営基盤の強化を推進するのに必要な資金を都道府県から資金の供給を受けた農林中央金庫、商工組合中央金庫、都市銀行、地方銀行等の民間金融機関により貸付けられる。

#### (3) 23年度の予算措置及び実行状況

23年度までに政府貸付資金が98億円措置され、23年度の木材産業等高度化推進資金の貸付枠は600億円であった。

23年度末の資金種類別貸付状況は、表23のとおりである。

表23 資金種類別貸付状況（23年度末貸付総額）

| 資 金 種 類                  | 貸付額<br>(億円) | 構成比<br>(%) |
|--------------------------|-------------|------------|
| 事業経営改善計画                 |             |            |
| 事業経営改善合理化資金(運転資金)        | 20          | 6          |
| 素材生産等促進資金                | 20          | 6          |
| 素材転換促進資金                 | —           | —          |
| 間伐等促進資金                  | 0           | 0          |
| 素材生産合理化資金(運転資金)          | 233         | 63         |
| 素材生産資金                   | 53          | 14         |
| 素材引取資金                   | 180         | 49         |
| 素材転換促進資金                 | 0           | 0          |
| 製品流通合理化資金(運転資金)          | 48          | 13         |
| 間伐等促進資金(運転資金)            | 45          | 12         |
| 構造改革促進資金(運転資金)           | 3           | 1          |
| 木材加工流通システム整備資金<br>(設備資金) | —           | —          |
| 木材高度利用加工資金               | —           | —          |
| 木材市場整備近代化資金              | —           | —          |
| 主産地育成整備資金                | —           | —          |
| 構造改善計画                   |             |            |
| 構造改善合理化資金(運転資金)          | 2           | 0          |
| チップ等安定供給資金               | —           | —          |
| 木材高度加工資金                 | 1           | 0          |
| 原木確保協定促進資金               | 1           | 0          |
| 経営高度化促進資金(運転資金)          | 18          | 5          |
| 立木等引取資金                  | 13          | 4          |
| 資源循環推進資金                 | —           | —          |
| チップ等安定供給資金               | —           | —          |
| 木材加工資金                   | 3           | 1          |
| 高度加工資金                   | 1           | 0          |
| 木材需要拡大資金                 | —           | —          |
| 原木確保協定促進資金               | 1           | 0          |
| 林業経営高度化推進資金(運転資金)        | 1           | 0          |
| 計                        | 370         | 100        |

(注) 四捨五入のため内訳と計は必ずしも一致していない。

#### 4 (独)農林漁業信用基金（林業信用保証制度）

信用基金の林業信用保証制度は、林業者等(林業種苗生産業及び木材製造業を含む。)が林業の経営の改善に必要な資金又は木材卸売業者等が木材の流通の合理化に必要な資金を融資機関から借り入れる場合に、その借入れ等に係る債務を保証するものである。このことを通じて林業及び木材関連産業の発展に資するための資金の融通の円滑化を図っている。

信用基金の林業信用保証制度の資本金は政府・都道府県・林業者等の三者の出資金からなっている。

23年度の業務状況は次のとおりである。

##### (1) 出 資 の 状 況

23年度に政府及び林業者の出資が増加したことにより、23年度末の出資金の総額は227億572万円となっている。(表24)

表24 23年度末出資状況

| 区 分  | 出資者数  | 出資額<br>(万円) | 構成比<br>(%) |
|------|-------|-------------|------------|
| 政 府  | 1     | 1,537,057   | 68         |
| 都道府県 | 47    | 373,621     | 16         |
| 林業者等 | 5,644 | 359,894     | 16         |

(注) 政府の出資額には、貸付資金及び寄託資金に係る出資は含まれていない。

##### (2) 債務保証の状況

23年度の保証額を保証対象資金の種類別にみると、製材が67%、素材生産が20%と両業種で87%を占めるほか、木材産業等高度化推進資金に係るものが42%となっている。

23年度の融資機関別保証実績をみると、地方銀行が全体の54%を占めている。(表25)

なお、23年度の代位弁済額は18億2,185万円(前年度13億6,160万円)で、前年度に比べ4億6,025万円増加した。(表26)

表25 23年度融資機関別保証実績

| 融資機関   | 金 額<br>(百万円) | 金額構成比<br>(%) |
|--------|--------------|--------------|
| 農林中金   | 1,060        | 3            |
| 商工中金   | 3,821        | 9            |
| 都市銀行   | 3,018        | 7            |
| 地方銀行   | 23,052       | 54           |
| 第二地方銀行 | 4,120        | 10           |
| 信用金庫   | 4,722        | 11           |
| その他    | 2,667        | 6            |
| 合 計    | 42,460       | 100          |

表26 代位弁済額の推移

| 区 分 | 代位弁済額(百万円) |
|-----|------------|
| H19 | 1,864      |
| H20 | 2,652      |
| H21 | 1,681      |
| H22 | 1,362      |
| H23 | 1,822      |

(注) 代位弁済元本額のほか、利息及び遅延損害金を含む。

## 第8節 林業技術対策

### 1 研究開発体制の整備

#### (1) 研究開発の戦略的推進

森林の有する多面的機能の発揮、林業の持続的かつ

健全な発展、木材の安定供給体制の整備等に対応した研究・技術開発の効率的・効率的な推進を図るため、平成19年1月に策定した「森林・林業・木材産業分野の研究・技術開発戦略」に基づき試験研究及び技術開発を推進している。

試験研究に当たっては、国と独立行政法人森林総合研究所及び都道府県等がそれぞれの特性を活かした分担協力を行う等一層の連携を図りつつ、一体的な推進を図るため、全国を6ブロックに分け林業研究開発推進ブロック会議を開催した。

また、多様な樹種を対象に品種の開発等に係る研究から種苗の生産・配布までを内容とする林木育種については、平成19年2月に策定した「林木育種戦略」に基づいて推進している。

林木育種事業の推進に当たっては、国と独立行政法人森林総合研究所及び都道府県等の関係機関との密接な連携の下、効率的かつ効果的な実施のために、5つの育種基本区ごとに林木育種地区協議会を開催した。

#### (2) 独立行政法人の試験研究

独立行政法人森林総合研究所は、平成19年4月に独立行政法人林木育種センターと統合し、森林及び林業に関する総合的な試験及び研究、林木の優良な種苗の生産及び配布等を行うことにより、森林の保続培養を図るとともに、林業に関する技術の向上に取り組んでいる。

森林総合研究所は、

- ① 森林・林業の再生に向けた森林管理技術・作業体系と林業経営システムの開発
  - A 地域に対応した多様な森林管理技術の開発
  - B 国産材の安定供給のための新たな素材生産技術及び林業経営システムの開発
- ② 林業の再生に対応した木材及び木質資源の利用促進技術の開発
  - C 木材の需要拡大に向けた利用促進に係る技術の開発
  - D 新規需要の獲得に向けた木質バイオマスの総合利用技術の開発
- ③ 地球温暖化の防止、水源の<sup>かん</sup>涵養、国土の保全、生物多様性の保全等の森林の機能発揮に向けた研究
  - E 森林への温暖化影響評価の高度化と適応及び緩和技術の開発
  - F 気候変動に対応した水資源保全と山地災害防止技術の開発
  - G 森林の生物多様性の保全と評価・管理・利用技術の開発
- ④ 林木の新品種の開発と森林の生物機能の高度利用

に向けた研究

H 高速育種等による林木の新品種の開発

I 森林遺伝資源を活用した生物機能の解明と利用技術の開発

について、重点的に研究を推進するとともに、我が国の森林・林業・木材産業に関する総合的な研究開発を推進する中核機関として、国、都道府県等との密接な連携・協力を進め、行政ニーズに対応した課題に取り組み、その着実な実施を行った。

これら試験研究等を実施するために23年度の運営に要した経費は97億6478万円であった。

#### (3) 都道府県等の行う試験研究に対する指導・助言

森林総合研究所の行った基礎的研究を基に、地域の実情等に合った実用的な試験研究を行っている都道府県等に対し、林業研究開発推進ブロック会議等で試験研究に対して指導・助言を行った。

## 2 技術開発の推進

### (1) 林業機械開発事業

林業の機械化の促進を図るため、平成23年度には①森林整備の効率化に資する高性能林業機械等の開発・改良を実施し、②先進林業機械改良や新作業システムの開発等に助成した。

#### ① 森林整備効率化支援機械開発等

高性能・高機能的なスイングヤーダの開発、大径木に対応したハーベスタ用ベースマシンの開発等を実施した。

#### ② 先進林業機械改良・新作業システム開発等

先進林業機械を現地の作業条件に適合させるような改良や現地検討会の開催等に助成した。

### (2) 森林資源活用型ニュービジネス創造対策事業

林地残材や間伐材等の未利用森林資源活用のため、先進的な技術を活用し、木質バイオマスを原料としてナノカーボンやバイオ燃料等のマテリアルやエネルギーに変換して利用するための新たな製造技術の開発・実証を行った。

### (3) 花粉発生源対策

社会問題化しているスギ等の花粉症について、県庁所在地等の人口の集中する地方都市を対象にスギ花粉の発生源地域を推定する調査及びヒノキ雄花の観測技術の開発に取り組んだ。

## 3 林業普及指導事業

林業普及指導事業は、森林法第187条第1項に規定する林業普及指導員を適正に配置し、森林所有者等に対して林業に関する技術及び知識の普及と森林施業に

関する指導等を行うとともに、青少年を始めとする国民各層を対象とする森林・林業への理解や啓発に必要な施設等の整備並びに林業後継者の育成・確保を図ることにより、林業技術の改善、林業経営の合理化、森林の整備等を促進し、もって林業の振興を図り、森林の有する諸機能の高度発揮に資することを目的とするものである。

23年度は、22年度に行われた事業仕分け等を契機に、農林水産省内に設置した「普及事業のあり方検討会」において時代の要請に即した普及事業の新たな展開について検討し、平成23年8月に見直し結果の取りまとめを行った。当該結果に基づき、国と都道府県による共同事業の枠組みは維持しつつ、普及事業の一層の強化に取り組むこととし、次のような事業を実施した。

#### (1) 林業普及指導事業交付金

林業普及指導員の設置のほか、普及指導活動の効率の推進を図るため、普及指導活動に必要な機材等の整備、普及車両の配備、普及指導員の巡回指導、試験研究の成果の現地適応化、普及指導員の研修、普及指導員が計画的に行う情報活動として林業機械稼働実態等の特定情報調査及び技術情報の整理分析等の実施について必要な経費を都道府県に助成した。

#### (2) 森林・林業・木材産業づくり交付金

森林の多様な利用・緑化の推進

青少年の継続的な体験活動を通じた森林環境教育の推進の場、市民参加や後継者育成に資する林業体験学習の場等としての森林・施設の整備について必要な経費の一部を都道府県等に助成した。

#### (3) 「緑の雇用」現場技能者育成対策事業

森林・林業関係学科の高校生に対する林業経営・就業体験、新たに林業経営を手がける森林所有者に対する情報提供等について必要な経費を民間団体に助成した。

うための事業であり、昭和22年の発足以来、独立採算性を前提とした特別会計制度によりその使命を果たしてきた。また、戦後の復興期から高度経済成長期にかけては、増大する木材需要に応えるとともに、事業収益の一部を一般会計に繰り入れるなど国の財政にも貢献した。

しかし、昭和40年代後半以降、木材輸入の増加等による木材価格の低迷、資源的制約や自然保護への配慮による伐採量の減少等から財務状況が急速に悪化した。その結果、昭和51年度からは財政投融资資金を借り入れるようになり、その後、4次にわたり「国有林野事業の改善に関する計画」を策定し経営改善に努めたものの、引き続き木材価格が低迷したこと及び土地価格が低迷したことなどにより債務は累増した。

このようなことから、国有林野事業が将来にわたってその使命を十全に果たせるよう、平成8年度から9年度にかけて、林政審議会や行政改革会議、財政構造改革会議等において国有林野事業の改革の方向等について幅広く論議・検討された。

国有林野事業では、これらの論議・検討を踏まえて平成10年10月に成立した国有林野事業改革関連2法に基づき、平成15年度までを集中改革期間とし、

- ① 木材生産に重点をおいた管理経営から、公益的機能の維持増進を旨とする管理経営への転換
- ② 組織・要員の徹底した合理化、縮減による簡素で効率的な管理経営体制の確立
- ③ 独立採算性を前提とした特別会計制度を見直し、一般会計繰入を前提とした特別会計制度に移行
- ④ 累積債務の本格的処理

を柱とした改革を推進している。

具体的には、国有林野の管理経営の方針を明確にするとともに、国民共通の財産にふさわしい透明性の高い管理経営を行うため、国民の意見を広く聴いた上で、「国有林野の管理経営に関する基本計画」（以下「管理経営基本計画」という。）を平成15年12月に改定し（現行計画は、平成20年12月に再度改定したもの）、集中改革期間に築いた基礎の上に立って、開かれた「国民の森林」の実現に向けた取組を本格的に推進している。

前述の改革の4つの柱に即して、推進状況を要約的に述べれば、以下のとおりである。

第1の公益的機能重視の管理経営については、森林の機能類型を「水土保全林」、「森林と人との共生林」及び「資源の循環利用林」に再編し、木材生産のための森林（資源の循環利用林）を5割から1割に縮小するとともに、国土の保全等のための森林（公益林）を

## 第9節 国有林野事業

### 1 国有林野事業の現状

国有林野は、我が国の国土面積の2割、森林面積の3割に当たる758万haに及んでいる。その多くが奥地脊梁山地や水源地域に分布しており、貴重な野生動植物が生息・生育している森林や原生的な天然林も多く残されていることから、森林のもつ国土の保全、水源の涵養、自然環境の保全等の公益的機能の発揮に大きな役割を果たしている。

国有林野事業は、こうした国有林野の管理経営を行

5割から9割に拡大し、100年程度の長い周期で伐採や植林を繰り返す長伐期施業や育成複層林施業等の非皆伐施業を積極的に推進している。

第2の組織・要員の徹底した合理化、縮減による簡素で効率的な管理経営体制の確立については、まず、国の業務は森林の保全管理等の行政的な業務に限定するとともに伐採、造林等の事業の実施は全面的に民間委託することとした。こうした考え方の下で、国有林野を管理経営する組織については、平成11年3月に、中央機関として林野庁国有林野部、地方機関として森林管理局、森林管理署・支署に再編している。これらと併せ、職員数の適正化にも取り組み、国有林野事業に係る組織を簡素かつ効率的なものとしている。

第3の一般会計繰入を前提とした特別会計制度への移行については、平成10年10月の国有林野事業改革関連2法の施行に伴い平成10年度以降、公益林の保全管理等に必要な経費等について安定的・継続的に一般会計からの繰入が行われている。

第4の累積債務の本格的処理に関しては、国有林野事業改革関連2法の施行に伴い、累積債務約3.8兆円のうち、約2.8兆円を一般会計へ承継し、残りの約1.0兆円は国有林野事業特別会計で利子補給を受け、累増を防止しながら、借り換えることにより、将来において返済することとした。

平成23年度においては、間伐等森林整備の積極的な実施等による地球温暖化防止への寄与や伝統的木造建造物などの修復等に必要な木材の供給を行う木の文化を支える森づくりなど新たな国民の期待や林政の課題に応えるための取組を進めた。さらに、森林環境教育、森林とふれあう機会の提供や国民参加の森づくりの推進に取り組んだ。

また、平成23年7月に閣議決定した「森林・林業基本計画」において、国有林野については公益重視の管理経営のより一層の推進、民有林への指導やサポートなど森林・林業の再生に貢献することとし、そのために債務を区分経理した上で、組織・事業の全てを一般会計に移行することを検討することとされたことや、平成23年12月に林政審議会から答申された「今後の国有林野の管理経営のあり方について」等を踏まえ、平成24年3月、組織・事業を一般会計に移行すること等を内容とする関連法案を第180回通常国会に提出した。

## 2 国有林野事業の主要事業

### (1) 販 売 事 業

販売事業は、国有林から生産される林産物を立木、丸太等の形で販売する事業であり、林産物の需給安定

や地域産業の振興等にも十分配慮しつつ実行している。

23年度に国有林野で伐採された立木は769万m<sup>3</sup>、その伐採量のうち立木販売等に係るもの326万m<sup>3</sup>、丸太生産の資材としたもの443万m<sup>3</sup>であった。

また、官行造林地からの官収分は63万m<sup>3</sup>であった。

### (2) 製 品 生 産 事 業

製品生産事業は国有林に生育する立木を資材として、国が丸太等を生産する事業である。

この事業は、森林の多面的機能の発揮の観点から、森林の主要な機能の一つである木材生産機能の発揮のため、需要者のニーズを踏まえつつ、計画的・安定的な木材の供給等を目的として実行しているものである。

23年度は、208万m<sup>3</sup>の丸太の生産を行った。

### (3) 林 道 事 業

林道事業は、国有林野の管理経営に必要な林道等の新設・改良・修繕を行う事業である。

林道は、林産物の搬出、造林の実施及びその他森林の有する多面的機能を確保するための森林管理にとって欠くことのできない施設であるとともに、公道や民有林林道等と道路網を形成し、地域住民の日常生活利用や地域経済の発展など農山村地域振興にも大きな役割を果たすものであり、長期的視点に立って計画的にこれを整備することとしている。

このため、23年度は林道事業に一般会計から121億2,185万円の繰入れを行い、1,225kmの林道新設・改良の事業を行った。

### (4) 造 林 事 業

造林事業は、伐採跡地及び無立木地に樹木の植栽等を行うとともに、これを保育・保護する事業である。

この事業は森林の有する公益的機能を充実させるとともに、将来の森林生産力の増進を図るため、長期的視点に立って、計画的かつ着実に事業を実施する必要がある。

このため、23年度は一般会計より428億円の繰入れを行い、新植植付4千ha、育成天然林造成2千ha、保育15万4千ha等の事業を行った。

### (5) 国有林治山事業

国有林治山事業については、国土の保全等公益的機能の維持増進を図るため、平成21年度に策定された森林整備保全事業計画に基づき計画的な実施に努めている。

23年度においては、全額一般会計からの繰入により事業費346億円をもって実施した。

### (6) 国有林野の測定事業

測定事業は、国有林野の境界（延長約10万km、境界点数約357万点）を管理し、境界標を保全整備する事業である。

23年度は、測量成果を基に境界標を改設復元する境界検測及び境界の見回り等を行う巡検・巡視に重点を置き、境界検測 570km、境界検測予備調査 4,412km、境界巡検・境界巡視 97,308km等の事業を実施した。

### 3 国有林野事業特別会計の財務状況

国有林野事業特別会計は、国有林野事業を国有林野の有する公益的機能の維持増進を基本としつつ企業の運営し、その健全な発達に資するため、国有林野事業等に関する経理を明確にすることを目的に特別会計に関する法律（平成19年法律第23号、以下「法」という。）に基づき設置されたものである。

この会計の平成23年度の決算は、次のとおりである。

#### (1) 歳入歳出

##### ア 歳入の部

収納済歳入額は、4,612億円であって、これを歳入予算額4,707億円に比べると95億円の減となった。その要因の主なものを科目別にみると、一般会計より受入では翌年度への繰越事業があったこと等のため85億円の減となり、借入金では借入償還に要する借入金が予定より少なかったことにより20億円減少した。

##### イ 歳出の部

歳出予算現額は、5,092億円であって、その内容は歳出予算額4,707億円、前年度繰越額385億円であった。この予算現額に対して、支出済歳出額は4,606億円、翌年度繰越額は387億円、不用額は99億円であった。

なお、翌年度繰越額の内訳は、法第170条の規定による支出未済繰越額139億円、明許繰越額246億円及び事故繰越額3億円であった。また、不用額は、林道施設の災害復旧事業が少なかったこと等により、林道施設等災害復旧事業費を要することが少なかったこと等のため生じたものである。

#### (2) 損益計算

総収益額1,207億円に対し、総費用額1,444億円となり、その差237億円を損失として計上した。この損失は、法第165条第2項ただし書の規定により翌年度に繰り越して整理することとして、決算を結了した。

（表27、28）

表27 損益計算書  
（平成23年4月1日から平成24年3月31日まで）

| 費 用<br>科 目           | 金 額<br>(億円) | 収 益<br>科 目                     | 金 額<br>(億円) |
|----------------------|-------------|--------------------------------|-------------|
| 経 営 費                | 474         | 売 上 高                          | 221         |
| 治 山 事 業 費            | 461         | 林 野 等 売 払 収 入                  | 29          |
| 一 般 管 理 費<br>及 販 売 費 | 177         | 財 産 貸 付 料 入<br>等 収 入           | 48          |
| 減 価 償 却 費            | 211         | 一般会計より受入                       | 871         |
| 支 払 利 子              | 102         | 森 林 保 全 経 費 入<br>等 財 源 受 入     | 334         |
| 資 産 除 却 損            | 17          | 治 山 事 業 費 財 入<br>源 受 入         | 431         |
| 雑 損                  | 1           | 利 子 財 源 受 入                    | 107         |
|                      |             | 地 方 公 共 団 体 工<br>事 費 負 担 金 収 入 | 30          |
|                      |             | 雑 収 入                          | 8           |
|                      |             | 雑 益                            | 0           |
|                      |             | 本 年 度 損 失                      | 237         |
| 計                    | 1,444       | 計                              | 1,444       |

表28 貸借対照表  
（平成24年3月31日現在）

| 借 方<br>科 目 | 金 額<br>(億円) | 貸 方<br>科 目 | 金 額<br>(億円) |
|------------|-------------|------------|-------------|
| 流 動 資 産    | 481         | 借 入 資 本    | 12,975      |
| 固 定 資 産    | 73,810      | 自 己 資 本    | 65,999      |
| 繰 越 欠 損 金  | 4,446       |            |             |
| 本 年 度 損 失  | 237         |            |             |
| 計          | 78,974      | 計          | 78,974      |

（注）四捨五入により計が一致しない場合がある。

## 4 国有林野の活用等

国有林野事業は森林・林業基本法（昭和39年法律第161号）第5条の規定の趣旨に即して、国土の保全、水資源の涵養、自然環境の保全、国民の保健休養の場の提供等の公益的機能の維持増進を図るとともに、林産物を持続的に供給するほか、国有林野の活用等により地域住民の福祉の向上と地域産業の振興に寄与している。

### (1) 国有林野の活用

ア 農林業の構造改善等のための国有林野の活用については、国有林野の活用に関する法律（昭和46年法律第108号）第3条の規定に基づいて、その活用を積極的に推進した。

活用決定面積は23年度末現在で次のとおりである。

|           |        |
|-----------|--------|
| 農業用活用実績面積 | 5万6千ha |
| 林業用活用実績面積 | 2万7千ha |

イ 一般地元施設としての活用

一般地元施設制度は国有林野の所在する地域における産業の振興又は住民の福祉の向上に寄与するため、国有林野の貸付け・分収造林及び共用林野の契約等を行うものであるが、その実績は平成23年度末現在で、貸付使用面積7万6千ha、分収造林契約面積12万5千ha、共用林野契約面積127万5千haとなっている。

## (2) 国有林分収育林事業

分収育林事業は昭和59年に国有林に創設され、以来、国民参加による森林づくり事業として国民の緑資源確保に対する要請に応えるとともに、国有林野の森林資源の整備充実を図るため、実施してきたところである。

分収育林契約では国と国以外の者（契約者）との間で国有林野の一定の土地に生育している樹木を共有し、契約者に当該樹木に係る持分の対価及び保育・管理に要する費用を負担してもらい、伐採時に販売代金を国と契約者とで分収することとしている。

分収育林は、これまで8万6千人の緑のオーナーの参加を得て森林整備が図られてきたところであるが、平成10年の国有林野事業の抜本的改革により、公益的機能を重視した管理経営に転換したことなどから、分収育林の適地が減少している状況を踏まえ、法人等が社会貢献活動の一環として実施する「法人の森林」を除き、平成11年度から公募を休止しているところである。

なお、平成11年度から分収木（主伐）の販売を行っており、平成23年度には全国140箇所で行った。23年度末までの契約実績（累計）は次のとおりである。

|      |          |
|------|----------|
| 契約面積 | 2万6千（ha） |
| 契約口数 | 10万5千（口） |
| 契約者数 | 8万6千（人）  |

## (3) 森林空間総合利用事業

森林空間に対する多様な要請に対応するため、森林の持つ保健・文化・教育的機能を他の機能との調整を図りつつ高度に発揮させることとし、「レクリエーションの森」を中心として森林空間の総合利用を積極的に展開し、併せて地域振興に寄与することとしている。

また、森林ボランティア活動のためのフィールドや、森林環境教育のためのフィールドの提供を行っている。

主なものは次のとおりである。

|                          |         |
|--------------------------|---------|
| ○レクリエーションの森(平成23年4月1日現在) | 1,099箇所 |
| ・自然休養林                   | 89箇所    |
| ・自然観察教育林                 | 165箇所   |
| ・風景林                     | 483箇所   |

|           |       |
|-----------|-------|
| ・森林スポーツ林  | 57箇所  |
| ・野外スポーツ地域 | 197箇所 |
| ・風致探勝林    | 108箇所 |

○ふれあいの森協定(平成24年3月31日現在)

137箇所

○遊々の森協定(平成24年3月31日現在)

175箇所

## 5 国有林野事業の労働情勢（23年度）

国有林野事業の労使間においては、業務運営、財政の健全化、国有林野事業の改革等に係る諸課題について論議、疎通を行った。

全国林野関連労働組合は、7月30日から7月31日にかけて東京都内で開催した「第7回定期全国大会」において、

- (1) 7月中旬に閣議決定された「基本計画」の推進と一連の森林計画変更等に係る取組を進めること  
また、「大震災」に係る海岸部保安林の再生や木材の安定供給と利活用等の課題に対して、森林労連と連携を図り取組を進めること

- (2) 国有林野事業については、一般会計に係る「基本計画」の閣議決定に基づく検討となることから、早期に一般会計に移行させるため、林政審議会の最終答申に対する取組を進めること

さらに、法案を含めた具体的な検討が、今後、進められることから、国会対策を進めるとともに、これまでの労使合意と要求に基づく検討となるよう労使交渉を進めること

また、事業実行に関しては、民有林と国有林の一層の連携を図らせるとともに、業務運営の適切な推進と労働条件課題等の解決に向けて、中央、地本、分会が一体となって取組を進めること

- (3) 無所属者の組織化と新規採用者の全員組織化に向け取組を進めること

また、日常の組織運営にあたっては、組合員の団結強化と闘う態勢の確立に向けた取組を進めること

- (4) 森林・林業・木材関連産業の政策の推進のため、連合及び公務労協等の関係団体と連携を図り取組を進めること

また、関係する国際組織との連携強化に向けた取組を進めること

- (5) 2012春季生活闘争については、連合の「春季生活闘争方針」を基本に、公務労協及び国営関係部会の統一闘争を重視し取組を進めること

- (6) 「国公制度改革法案」の早期成立を求め、公務労

協と連携を図り取組を進めるとともに、新たな労使関係制度の構築に向け取組を進めること等が決議された。

こうした情勢の中、国有林野事業は、「国民の森林」の実現に向けて、公益的機能重視の管理経営を推進していく中で、労働組合との共通の認識の醸成に努め、相互理解と信頼に基づき、改革を推進するよう努めた。

## 第10節 森林国営保険

### 1 事業の概要

森林国営保険は森林国営保険法（昭和12年法律第25号）に基づき、民有林人工林等を対象に保険契約を結び、火災、気象災（風害、水害、雪害、干害、凍害、潮害）及び噴火災によって受ける損害のてん補を行っている。現在、自然災害を対象とする森林保険は、国営保険のみである。

平成21年度末の森林国営保険の加入状況は表29のとおり、105万8千haで、民有林人工林面積の13.3%に

当たっており、年齢別に見ると、Ⅰ、Ⅱ年齢（林齢1年生～10年生）の幼齢林では、加入面積14万haで、対象面積の62%を占めている。

平成23年度予算においては新規契約及び継続契約の確保等加入拡大に努め、特に中高齢林の加入率を高めることとし、歳入については最近の保険加入実績等を基礎とし、保険契約面積363,900ha（前年度377,300ha）を予定した。

この計画に伴う歳入は表30のとおり保険料収入26億7,600万円、前年度繰越資金受入74億2,834万6千円、預託金利子収入を主体とする雑収入2億213万3千円で、合計103億647万9千円を予定した。これは、前年度歳入予算額103億4,142万6千円に比べ3億3,494万7千円の減となっている。

また、歳出は契約森林に対する損害の補てんに充てる支払保険金等が19億991万5千円、保険業務を運営するために必要な事務費11億9,039万4千円、予見し難い予算の不足に充てるための予備費15億円で、合計46億30万9千円を予定した。

表29 森林国営保険の年齢別加入状況（平成21年度末現在）

| 年齢       |       | Ⅰ    | Ⅱ    | Ⅲ    | Ⅳ    | Ⅴ以上   | 合計    |
|----------|-------|------|------|------|------|-------|-------|
| 民有林人工林面積 | (千ha) | 79   | 147  | 191  | 281  | 7,285 | 7,983 |
| 加入面積     | (千ha) | 62   | 78   | 72   | 66   | 780   | 1,058 |
| 加入率      | (%)   | 78.5 | 53.1 | 37.7 | 23.5 | 10.7  | 13.3  |

注）四捨五入の関係により合計と一致しない場合がある。

表30 歳入歳出予算額

（単位：千円）

| 項目        | 平成22年度     | 平成23年度     |
|-----------|------------|------------|
| 森林保険収入    | 10,383,057 | 1,010,436  |
| 保険料       | 2,698,800  | 2,676,000  |
| 前年度繰越資金受入 | 7,684,257  | 7,428,346  |
| 雑収入       | 258,369    | 202,133    |
| 歳入合計      | 10,641,426 | 10,306,479 |
| 森林保険費     | 1,981,752  | 1,909,915  |
| 賠償償還及払戻金  | 30,316     | 32,011     |
| 保険料       | 1,951,436  | 1,877,904  |
| 事務取扱費     | 1,329,058  | 1,190,394  |
| 予備費       | 1,500,000  | 1,500,000  |
| 歳出合計      | 4,810,810  | 4,600,309  |

### 2 保険契約・てん補の状況

#### (1) 保険契約

平成21年度の保険契約の実績は表31のとおり、保険金額では4,321億2千万円となっており、対前年度比

で2.4%の減となっている。

表31 平成21年度保険契約実績

| 年齢  | 保険金額（百万円） |         |        |
|-----|-----------|---------|--------|
|     | 平成20年度    | 平成21年度  | 対前年    |
| Ⅰ   | 22,567    | 21,257  | 94.2%  |
| Ⅱ   | 4,907     | 4,960   | 101.1% |
| Ⅲ   | 15,958    | 15,270  | 95.7%  |
| Ⅳ   | 18,528    | 16,768  | 90.5%  |
| Ⅴ以上 | 380,974   | 373,868 | 98.1%  |
| 計   | 442,934   | 432,123 | 97.6%  |

注）四捨五入の関係により合計と一致しない場合がある。

既往の契約保有高に新規契約分を加えたものから平成21年度中に期間満了となるものを差し引いた平成21年度末の契約保有高は、面積105万8,365ha、保険金額1兆543億1,881万円となったが、これは、前年に比べ、面積50千haの減、保険金額で445億4,923万円の減となっている。

#### (2) 損害てん補

平成23年度の災害別の保険金支払実績は、表32のとおりで5億6,183万円（面積709ha）である。

表32 平成23年度災害別損害てん補実績

| 災 害 別 | 面積<br>(ha) | てん補金額<br>(千円) |
|-------|------------|---------------|
| 火 災   | 44         | 67,578        |
| 風 害   | 20         | 19,448        |
| 水 害   | 74         | 101,644       |
| 雪 害   | 224        | 231,101       |
| 干 害   | 250        | 94,781        |
| 凍 害   | 97         | 47,275        |
| 潮 害   | —          | —             |
| 噴 火 災 | —          | —             |
| 計     | 709        | 561,827       |

注) 四捨五入の関係により計と一致しない場合がある。

### 3 森林保険特別会計の収支状況

この事業は、特別会計に関する法律（平成19年法律第23号）に基づき森林保険特別会計を設置し運営している。

平成23年度の収納済歳入額は96億1,377万円、当初予算に比べ6億9,270万円の減となった。一方、支出済歳出額は16億6,783万円で、歳入歳出の差し引きは79億4,593万円の剰余を生ずることとなるが、次年度へ繰越す未経過保険料及び支払備金に相当する額66億878万円を控除するので、決算上は13億3,714万円の剰余を生ずることとなる。この剰余金については、特別会計に関する法律第154条第1項の規定により、積立金として積み立てることとして、決算を結了した。